

平成22年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成22年3月8日(月曜日)  
午前10時00分 開議

### ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

### ◎出席議員(14名)

議長 内馬場 克康 君  
副議長 谷村 孝一 君  
1番 吉岡 文子 君  
2番 森川 明 君  
3番 五十嵐 聡 君  
4番 高田 正則 君  
5番 高橋 幹夫 君  
6番 阿部 義一 君  
7番 長谷川 吉春 君  
8番 米田 良克 君  
10番 小関 勝教 君  
12番 本郷 幸治 君  
13番 紫藤 政則 君  
14番 林 国夫 君

### ◎欠席議員(2名)

9番 白木 優志 君  
11番 土井 敏興 君

### ◎出席説明員

市長 桜井 道夫 君  
副市長 斎藤 正紀 君  
総務部長 安田 昌彰 君  
市民部長 岩本 良一 君

保健福祉部長兼福祉事務所長 中川 直紀 君  
商工交流部長 岡嶋 博文 君  
農政部長 林 信孝 君  
都市整備部長 山口 隆慶 君  
市立美唄病院事務局長 高倉 雄二 君  
消防長 霜田 公法 君  
総務部総務課長 大崎 聡 君  
総務部総務課総務係長 村上 孝徳 君

教育委員会委員長 白戸 仁康 君  
教育長 板東 知文 君  
教育部長 前田 敏和 君

選挙管理委員会委員長 後藤 泰彦 君  
選挙管理委員会事務局長 秋場 勝義 君

農業委員会会長 佐藤 博道 君  
農業委員会事務局長 林 忠男 君

監査委員 扇谷 均 君  
監査事務局長 稲村 秀樹 君

### ◎事務局職員出席者

事務局長 藤井 英昭 君  
次長 中平 匡司 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 紫藤政則議員

#### 14番 林 国夫議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員（登壇） 平成22年第1回定例会に当たり、大綱3点について市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、農業行政についてであります。国は、昨年6月に食糧の安定供給を図る上で重要な生産基盤である農地について転用の規制を見直し等により、その確保を図ると共に、農地の貸し借りについての規制を見直し、農地の利用集積を図る事業の創設など、その有効利用を促進するために農地法の一部改正する法律を交付し、昨年12月15日に施行されました。この法律では、農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、その中で、農地を集積することにより、効率的に利用できるようにするため、市町村、市町村公社、農業協同組合等が農地の所有者の委託を受けて、所有者の代理として農地の貸し付け等を行う事業ができる農地利用集積円滑化事業が創設されました。本市では、この事業に対して、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

また、農業振興地域の整備に関する法律も、今回一部改正され、その1つに、農用地域内の農地について担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域からの除外を行うことができないこととされています。この内容は、どのようなもので、

今後どのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

次に、本市では農業振興地域の整備の法律に基づき、農業振興地域整備計画を定めておりますが、昭和47年度に策定し、平成元年度に1度見直しを行って以降、見直しは行っていないように聞いております。本市を取り巻く農業情勢や、経済事情は大きく変化しており、このことに伴い、農用地区域の見直しも含めた農業振興地域整備計画の総合的な見直しが必要ではないかと考えますが、このことに対しての考えをお伺いいたします。

次に、マガンによる小麦食害防止対策についてですが、先日の新聞報道で、空知支庁が新年度からラムサール条約登録湿地周辺に飛来するマガンと、環境に配慮した農産物づくりの共生推進事業を実施するとの報道がありました。本市では、これまで小麦の食害防止対策として、代替採食地の試験事業を実施し、また、現在、ポールとテープの貸付事業を実施しているところですが、空知支庁は、今回の共生推進事業でどのような食害防止対策を実施しようかと計画しているのか、その事業内容について、また、本市では、この事業に対して、どのようにかかわっていくのかお伺いいたします。

大綱の2点目は、消防行政について、安全・安心なまちづくりについてであります。最近、新聞・テレビなどで火災の報道をよく見かけます。住宅火災による死者が後を絶ちません。今年は特に寒いからなのか、住宅火災による悲惨な事故が多く目に付きます。今後、さらなる高齢化に伴い増加する恐れもあり、火災の6割以上が逃げ遅れによって被害に遭われ

ております。時間帯では、午後10時から午前6時までの就寝時間帯に多く発生しているようで、このような状況に対応するため、消防法及び美唄市火災予防条例が改正となり、一般住宅に住宅用火災報知器の設置が義務づけされております。新築住宅では、平成18年6月1日以降に建設された一般住宅への義務化、既存住宅については、平成23年6月1日に設置が義務づけされます。住宅用火災報知器は大きく分けると、煙に反応するタイプと熱に反応するタイプの2種類があり、今回設置義務があるのは、煙に反応するタイプと聞いております。そこで伺います。

1つに、住宅用火災警報器の設置による火災抑制効果の分析。

2つに、住宅用火災警報器の市営住宅と個人住宅、それぞれの設置状況と設置率。

3つに、住宅用火災警報器の設置期限までの指導推進について伺います。

次に、突然に心肺停止した人を市民が目撃した際に、心臓に電気ショックを与えて救命するAED自動体外式除細動器を、実際に市民が使ったケースは少ないと思いますが、消防庁の調査によると、AEDを使わなかった場合、患者の1カ月後の生存率は9.8%、使用した場合は43.8%と、4.5倍にアップ、1カ月後の社会復帰率も未使用では5.6%、使った場合は38.2%で、6.8倍との調査結果があります。公的施設や商業施設で見かけることがありますが、いざというときのための普及推進について伺います。

1つに、本市のAEDの設置状況、設置場所の市民周知。

2つに、設置の拡充とバッテリーなどの点検状況。

3つに、いざというときに使う事の出来る講習について伺います。

大綱の3点目は、教育行政についてであります。教育長の教育行政執行方針で総合的な学習の時間において学校や地域の特色、地域の教育力を生かし、地域の自然や生活と結びついた生きた学習活動を展開することが重要であり、このため、グリーン・ルネサンス推進事業として、小学校農業体験学習による食農教育を初め、環境教育、福祉教育、キャリア教育など、学校と地域が連携した取り組みを進めていくと述べられました。昨年の12月、私の一般質問で、平成22年度においては実施可能な学校から取り組み、平成23年度からすべての小学校において実施したいとの答弁がありました。そこで、次年度計画において実施を予定している学校と、取り組みの内容について伺います。

次に、放課後児童対策について、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として、重要な役割を担っております。そこで、農村地域においても農業情勢の変化で、通年の就労や規模拡大、複合経営などの取り組みで女性はもとより、高齢者も貴重な労働力となっており、昼間、子どもに目が届かない家庭もあります。国庫補助対象外である小規模に対しては、道費単独の補助があると聞いておりますが、利用希望者アンケートの調査結果と、

今後の対応についてお伺いたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、農地制度の見直しについてであります。農業経営基盤強化促進法に創設された農地利用集積円滑化事業は、農地利用集積円滑化団体が農地所有者から委任を受けて、所有者の代理として農地等の貸し付け等を行う、農地所有者代理事業、農地の買い入れ、または借り受けて当該農地を売り渡す農地売買等事業、保有する農地等を利用し、新規就農希望者等の研修などを行う研修等事業の3事業で構成されております。市としては、農協等と協議を行い、農地利用集積円滑化事業のうち、必須とされる農地所有者代理事業に取り組むこととし、現在この事業実施に当たって必要な、市の農業経営基盤強化促進基本構想の見直し作業を進めているところであります。

次に、農業振興地域の整備に関する法律の改正では、担い手に対する農地等の利用集積に支障を及ぼすおそれのある農地は、農用地区域から除外をすることができなくなり、農家住宅についても改正により原則除外できなくなったところであります。その後、国から通知があり、市町村農業振興地域整備計画に、農業を担うべき者の育成及び確保のための施設に関する事項を定めることにより、農家住宅を除外することができるようになったことから、このことを、市の農業振興地域整備計画に追加することとしております。

次に、農業振興地域整備計画についてであ

りますが、本市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和47年に策定しております。その後、平成元年度に農用地区域の変更も含めた整備計画の全面的な見直しを行いました。20年以上が経過し、この間、本市の農業を取り巻く環境や社会経済情勢などが大きく変化しており、総合的な見直しが必要となっているものと考えております。このため、農業振興地域整備計画の見直しに向けて、新年度から基礎資料などの整理に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空知支庁が実施するマガンと環境に配慮した農産物づくりの共生推進事業についてであります。この事業は、宮島沼に飛来するマガンによる食害が課題となっていることから、空知支庁が東京大学大学院をはじめ、農協、農業改良普及センター及び関係市町などと連携し、地元関係者の協力も得ながら、平成22年度から3カ年計画で実施することとしております。事業の内容は、地域の理解と協力を得ながら、水田に糞を散布する代替採食地の設置や、秋起しや稲わら集積などを自粛し、マガンの飛来時期まで落ち糞を水田に残してもらい実証実験などを通じて、マガンと環境に配慮した農産物づくりを目指すものとなっております。平成22年度は、美唄市の大富地域を対象に実施し、次年度以降にその区域を市内外に広げていく計画となっております。

空知支庁が、この事業を計画する段階で、市としてこれまで実施してきた代替採食地設置事業等の情報を提供し、協議を進めてきたほか、実施に向けて空知支庁が2月に開催した地元説明会に同席して今回の事業を関係機

関・団体と一緒に取り組んでいくことを確認したところであり、市としましては、今後においても地元関係者と連携を図りながら本事業が円滑に推進されるよう協力してまいりたいと考えております。

次に、消防行政について、住宅用火災警報器の設置による火災抑制効果であります。住宅用火災警報器が設置されている場合とない場合を比較すると、東京消防庁の調査結果では、設置されている場合、火災通報が1分早く通報可能となり、火災による死者が3分の1以上に減少でき、火災の焼損程度も3分の1に軽減できる効果があると言われております。

次に、市営住宅の設置につきましては、平成21年度から3年計画で設置をすることとしており、21年度は、設置対象総戸数769戸中、295戸の設置が完了し、市営住宅における設置率は38%となっております。また、個人の住宅につきましては、市が実施した市内全域を対象とした調査結果で平成19年度は6%、平成20年度は11%、平成21年度は21%の設置率となっております。

これまで、住宅用火災警報器の設置普及に向けた市の取り組みといたしましては、各分団説明会や、広報誌メロディーの掲載、春・秋の火災予防運動期間中の高齢者を含めた一般住宅の防火査察でのチラシ配布、街頭宣伝や事業所の避難訓練などでの住宅用火災警報器の見本の展示やパンフレットを配布し、市民の方に周知をしてきたところであります。住宅用火災警報器の設置は、平成23年6月1日に義務化されますので、今後は広報誌メロディーへの掲載はもとより、各町内会にお

ける説明会を初め、さまざまな会合を活用し、火災警報器の設置普及に向けて働きかけるなど、全庁をあげて取り組んでまいります。

次に、AEDの普及推進についてであります。本市のAEDの設置状況を申し上げますと、市の施設につきましては、小中学校も含めた22の施設に24台のAEDを設置しております。また、民間施設におきましても設置が普及しており、消防で把握している設置場所は、市内21施設に25台のAEDが設置されております。設置場所の市民周知につきましては、消防署ホームページに市の施設を掲載しているほか、9月9日の救急の日に合わせて、市広報誌メロディーに民間施設も含めた設置場所を掲載し、市民周知を図っているところでございます。

次に、設置の拡充とバッテリーなどの点検状況についてであります。AEDの有効性と必要性は広く認識されているところであり、今後とも、民間施設も含めたAEDの設置を図ってまいりたいと考えております。

また、バッテリー等の点検につきましては、設置者が適切な管理・点検を実施することとなりますが、救命講習会において、日常点検等の重要性を広く周知し、適切な管理の徹底を喚起してまいります。

次に、AEDの使い方に関する講習についてであります。消防署で開催する救命講習会や地域へ出向いての救命講習会、あるいは消防署ホームページでAEDの使い方をお知らせしているところですが、さらに民間の団体や事業所とも連携を図りながら、今後も普及啓発に努めてまいります。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、グリーン・ルネサンス推進事業についてであります。各小学校においては、新年度の農業体験学習の実施に向けて、半数以上の学校で取り組む予定で準備を進めており、各学校の事業計画の推進に必要な支援策についても関係団体や地域、学校とも協議し、検討を進めております。

また、農業体験学習においては、優れた地域資源としての宮島沼を活用し、稲作体験と環境学習を組み込んだ宮島沼のふゆみずたんぼの体験学習も検討しており、より多くの子どもたちに、自然を体験し、発見の喜びに胸をときめかせる、生き生きとした新鮮で驚きと感激にあふれる体験などを通して、学ぶ喜びや意欲を育てまいりたいと考えております。

事業の推進に当たっては、学校現場を基本に新たな教育課程の編成に向けた、小学校規定カリキュラム編成委員会、学校の取り組みを地域から支援し支える農業体験学習検討委員会の相互の連携を十分に図りながら、地域に根差し暮らしに学ぶという、美唄らしい農業体験学習の実施に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、放課後児童施設についてであります。昼間、保護者がいない小学校1年生から4年生までの児童を放課後に預かり、指導員による適切な遊びや学習を行う施設として、現在、中央小学校区、東地区、南美唄小学校区の3地区に設置しております。峰延小学校、茶志内小学校及び西美唄小学校の校区につき

ましては、保護者の意向を把握するため、放課後児童施設に関する希望調査として、昨年11月に新1年生と現在の3年生までの児童を持つ保護者を対象に、利用希望の有無についてアンケート調査を行うと共に、小学校や地元保育所、さらにはPTA、関係者などにも御意見を伺い、検討を行ってまいりました。調査結果では、峰延地区で15名、茶志内地区で9名、西美唄地区で11名の利用希望があったところでございます。放課後児童施設については、3つの学校の地域がいずれも農業世帯が多く、農繁期のみの利用希望もあることなどから、通年で道の補助対象人数を確保することが難しいこと、また、今後の入学予定数も低く推移していることなどから、それぞれの地区で新たに開設することは難しいと考えております。

このため、今後におきましては、放課後の児童の望ましいあり方に向けて、既存の3施設への児童の受け入れのための足の確保や、地域との連携による子どもの居場所づくりについて、学校地域支援本部事業とも関連して、さまざまな角度から学校保護者地域の方々とともにさらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員 それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

小麦食害防止対策については、効果を期待いたします。この場から2点再質問をいたします。

住宅用火災警報器について、個人住宅に取りつけの義務があっても罰則がなく、費用も

かかることから、推進にも難しさがあると思いますが、個人で生命財産を守る事が重要で、特に高齢者宅においては必要と考えております。消防分団員は地域で信頼もあり、知識も持っております。防火査察の時に自分で取り付けが困難な高齢者に対し、要望を受けて正しい場所に正しく設置してあげることも必要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

次に、グリーン・ルネサンス推進事業、実施校区以外にも宮島沼のふゆみずたんぼを活用して、事業展開を予定しているとのことですが、ふゆみずたんぼの内容と事業展開の考え方をお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 五十嵐議員の質問にお答えします。

高齢者宅の住宅用火災警報器の取り付けについてであります。住宅用火災警報器を取り付けている多くの高齢者の方は、家族や販売業者が取り付けしている状況ですが、実際に自分で取り付けができない高齢者の方から問い合わせとか要望がありましたら、消防団ともよく協議し、対応を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 五十嵐議員の質問にお答えします。

グリーン・ルネサンス推進事業についてありますが、ふゆみずたんぼにつきましては、宮島沼の水環境が急速に悪化する中で、その保全再生策として、近年、国内外で注目されている冬期淡水水田、いわゆるふゆみずたんぼを活用し、地下水位の上昇や水質浄化など

の効果を期待して、取り組まれているものでございます。

また、この取り組みは、国際的に重要な湿地を守るための地域農業の取り組みとして、地域農業振興と宮島沼の保全を両立する持続可能な地域づくりが可能となり、宮島沼のワイズユースの促進が図られるものと考えられております。これまでの取り組みにつきましては、宮島沼水鳥湿地センターが中心となり、周辺農家が維持管理を行い、センターが技術支援などを行うことにより進められているものでございます。平成19年度にスタートし、平成20年度からたんぼオーナー制度を創設、平成21年度に宮島沼プロジェクトチームとの共同で、循環かんがい型モデル水田の検討を開始したところであり、今後は、モデル水田を整備し、本格的に水質の改善や水位の変化などについて調査検討していく予定でございます。

教育委員会といたしましては、宮島沼及び地域農業を確実に次世代へ引き継ぐことを目的とした優れた取り組みを学校教育に活用するため、たんぼを一部利用し、田植え体験、育成観察体験、稲刈り体験など、年3回程度の農業体験の機会を提供すると共に、その体験機会に合わせて宮島沼周辺の自然や生物と触れ合う環境学習としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員（登壇） 平成22年第1回定例会にあたり、大綱3点につきまして、市長に質問させていただきます。市政執行方

針にもふれられておりますが、一昨年秋のアメリカ発の世界同時不況に加え、昨年の天候不順による農業被害の発生、また、政権交代による戸別補償制度への農業政策の転換による影響や、土地改良事業の大幅な予算削減をはじめ、北海道開発予算が5,000億円を割り込むなど、本市を取り巻く環境は、一層厳しさを増してきていると受けとめております。

財政健全化に取り組みながら、一方で、限られた予算を選択と集中の考え方のもとで、当面の課題への対応と将来を見据えた施策の展開の両立など、難しい行財政運営を余儀なくされていると承知しておりますが、それだけに市民、団体、事業者などとの連携・協働や、予算の重点化や効果的な執行が重要と考えており、市政執行方針と平成22年度当初予算案との関係などにつきまして、お尋ねいたします。

大綱1点目は、産業振興対策についてであります。

その1点目は、平成22年度当初予算案における景気雇用対策についてであります。長引く景気の低迷や公共事業の縮減、さらには農業被害の発生などにより、本市の基幹産業である農業や建設業を取り巻く環境は、一層厳しさを増してきていると承知しており、事業者からも先行きを懸念する声を多く聞いているところであります。平成22年度予算案は、景気雇用対策として具体的にどのような考え方のもとで予算計上されたのか。また、予算案の検討に当たり、団体などの要望や意見をどう反映されたのか、あわせてお伺いいたします。

その2点目は、雇用対策についてであります。平成22年度の主要事業として道の緊急雇用創出推進事業を活用し、31名について短期雇用などを行うこととしていますが、これだけでは雇用対策としては十分とは言えないと考えます。介護ヘルパーなどの資格取得を初めとする職業能力の開発、さらには国の雇用調整助成金、トライアル雇用などの支援制度等を有効に活用し、市内事業者の協力も得ながら、求職者が円滑に就労することができるよう仕組みづくりも重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

その3点目は、産業の新たな展開を図るための仕組みづくりについてであります。昨年11月、市主催で北海道経済産業局や北海道労働局の職員などを招聘し、市内中小企業を対象に、支援制度の紹介を初め、事業者の抱える課題や支援制度を有効に活用するための説明相談会が改正され、ワンストップでさまざまな相談にも対応していただけたことから、参加した事業者からも継続して実施していただきたいとの方の御意見をお聞きしているところであります。

先日の同僚議員の質問に対して継続開催する旨の御答弁をお聞きしたところではあります。本市の事業者の新分野開拓や新技術開発を促進するため、説明相談会にとどまらず、農商工連携の促進など、産業の垣根を越えた産業間や産学官の連携を図り、新製品の開発や販路の拡大などを図るため、北海道経済産業局、北海道労働局、道、学術試験研究機関、経済団体、市内事業者などが参加した産業活性化のための推進組織を設けることも有効と考えますが、見解をお伺いいたします。

その4点目は、地域の魅力まるごとブランド化推進事業についてであります。美唄の地域資源を活用し、観光や物産振興につなげることは地域経済活性化を図る上で重要なことであり、売り込みも大切なことであると考えます。ブランド化に向けては、多くの事業を展開していると承知しているところではあります。その中で一昨年実施し、今回2回目の実施を計画しております東京都庁での観光PRについて、初回の成果と課題を踏まえ、どのようなPRをお考えなのか、お伺いいたします。

その5点目は、アンテナショップの運営についてであります。昨年7月に開設したアンテナショップは、本市の特産品や新製品の販路拡大の場として定着させ、将来に向けて持続的に運営していく上で、2年目を迎える本年はまさに正念場になると考えているところであり、これまでの運営実績から見た成果を生かし、また、課題を解決しながら、魅力あるアンテナショップの運営を図っていく必要があると思っておりますが、どのように運営されようとしているのか、お伺いいたします。

その6点目は、食にこだわったまちづくりについてであります。昨年9月に食の駅基本構想が策定されましたが、この構想では、食の駅というハードありきではなく、アンテナショップや地域ICT利活用モデル推進事業など、食にこだわったソフトのまちづくりを進め、その結果を踏まえ、ハードとしての食の駅のあり方を検討することとされています。このような中で、このたび食育推進計画案が示されましたが、この計画は食にこだわったまちづくりに関連するものであり、食にこだ

わったまちづくりを総合的かつ効果的に推進するためにも、食育も含めた向こう3カ年程度の推進方針を策定すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

大綱2点目は、地域力活用事業についてであります。厳しい財政事情の中で効果的にまちづくりを進めていくためには、市役所と民間、市民のノウハウを有機的に結びつけ、創意工夫を図りながら、予算ゼロで事業を進めることも重要であり、ぜひ積極的に進めていく必要があると考えております。そこで、平成22年度から新規に取り組むものの中から具体的な進め方などについてお伺いいたします。

その1点目は、まちづくり活性化アドバイザーについてであります。年明けの新聞でもまちづくり活性化アドバイザーの導入が掲載され、また、各種の会合でもまちづくり活性化アドバイザーの導入が平成22年度の取り組みの重点の1つであると、市長自らお話しされたとお聞きしております。外部の有識者の助言や協力を得ながら、まちづくりを進めることは効果的な事業の展開や、市職員の政策立案能力を高めていく上で重要と考えますが、当面、どういった分野にどういう方をまちづくり活性化アドバイザーとしてお願いするつもりなのか、考え方を伺いいたします。

その2点目は、市内でお買い物運動についてであります。市内消費拡大のための事業が盛り込まれている点につきましては評価するところではあります。問題は、どう具体的に展開していくのか、その点についての工夫が重要であると考えます。広報誌メロディーや市のホームページで「市内でお買い物しま

しょう」とPRするだけでは運動にはならないと考えます。市内の事業者の協力を得て、特売日の設定やお店を回るスタンプラリーなどの取り組みを展開するなどの工夫が必要と考えますが、推進の体制も含めて、運動の進め方についてお伺いをいたします。

その3点目は、一店逸品運動についてであります。市内でお買い物運動にも関連いたしますが、市内版の一村一品運動とも言える一店逸品運動は、各店舗で自慢の商品を見出し、これを宣伝することにより、これまで以上に集客を図ることは必要な取り組みとは考えますが、対象を飲食業などを中心とするのか、また、市としてどのように推進しようとしているのか、これまでの事業者・団体等との協議経過も含め、お伺いをいたします。

大綱3点目は、環境対策についてであります。平成20年3月に本市の環境対策推進の基本となる美唄市美しきまちづくり条例が制定されました。この条例は、市の総合計画で4つの重点事項の1つである環境対策を総合的に推進するために制定されたと理解しているところであります。そこで、本市の環境対策のこれまでの実績と今後の進め方などについてお尋ねいたします。

その1点目は、美しきまちづくり条例と環境基本計画の関係についてであります。美唄市美しきまちづくり条例が平成20年3月に制定されましたが、この条例に沿って、環境対策を総合的に推進するための方策などを明らかにした環境基本計画は、条例制定とあわせて、間断なく取り組むべきではなかったかと考えます。市としてこれまでどのような観点から環境対策を進めてこられたのか。また、

環境基本計画の策定が平成22年度になった理由についてお伺いをいたします。

その2点目は、環境基本計画の策定についてであります。平成22年度に策定する環境基本計画についてどのような視点から、また、どういった手続を経て、いつまでに策定するのか、お伺いをいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高田議員の質問にお答えします。

初めに、産業振興対策について、平成22年度における景気雇用対策についてであります。平成22年度の予算編成に当たっては、財政健全化の着実な推進を図ると共に、21世紀まちづくりプランの最終年次として、福祉・環境・交流・経済振興と、安全・安心なまちづくりを重点施策の展開方向とし、事業の選択と集中に努めたところであります。また、本市の厳しい経済状況を踏まえ、各団体の意見・要望にも配慮しながら、景気雇用対策に取り組むこととし、国や道などの財源確保に努め、住宅改修促進助成事業や、緊急雇用対策事業、地場産品アンテナショップ運営事業などを実施するほか、公共事業の確保にも留意したところであります。

さらに、平成22年度は地域活性化・公共投資臨時交付金や、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用する平成21年度からの繰り越し費用と合わせ、切れ目のない事業の執行に努め、市内経済の活性化などに努めてまいります。

次に、雇用対策についてであります。長引く景気の低迷により、本年1月の市内にお

ける有効求人倍率は、0.32ポイントと昨年同期よりも0.03ポイント下がっており、雇用情勢は一段と厳しい状況となっております。市といたしましては、このような厳しい雇用情勢を踏まえ、国の交付金や道の補助金などを活用し、公共事業の発注や緊急雇用対策事業を行っているほか、求職者や就職を希望する高校生を対象とした求職者職業能力開発事業において、就職が容易となるよう、資格取得などの支援を行ってきております。今後においては、北海道労働局などのご理解をいただき、本年4月に、雇用連絡調整会議を設置することとしており、国、道、市、地元関係団体が一体となり、雇用の創出や職業能力の開発の面に於いて、国や道の助成事業を有効に活用しながら、求職者に対し、きめ細かな対応に努めてまいります。

次に、産業の新たな展開を図る仕組みづくりについてであります。本市の地域経済の総合的な振興を図っていくためには、地域の基幹産業である農業を核として、商工業や建設業、観光などの連携を図ると共に、大学や公設試験研究機関との結びつきを高め、新製品の開発や販路開拓を積極的に推進すると共に、少子高齢化など社会情勢の変化も踏まえ、新しい成長分野への展開や、地域内の経済循環を高めていくなどの対策を講じることが重要と考えてるところであります。このため、企業が有するノウハウの結びつきによる新事業の創出、また、ビジネスプランの着実な事業化、市内の企業の状況を踏まえた必要な対策などを総合的に検討し、地域経済の新たな展開を図るため、業種を横断し、大学、公設試験研究機関、金融機関、行政などの関係者

が幅広く参画する推進組織の設置に向けて、現在検討を進めているところであります。

次に、東京都庁での観光PRについてであります。安田侃さんの作品が洞爺湖や東京都内に設置されていることから、洞爺湖、美唄、東京を結び付けて、美唄を広くPRする目的で、平成20年4月北海道洞爺湖サミットに合わせ、アルテピアッツァ美唄などの展示PRをメインに実施したところであり、あわせて実施した物産販売では、特にグリーンアスパラが短時間で完売するなど、非常に人気が高かったことから、今回は、グリーンアスパラの最盛期に合わせ、5月26日から6月1日の日程で開催を予定しております。

今回、物産販売をメインと考えており、グリーンアスパラや米、美唄の銘菓や米粉製品、ハスカップ加工品などの品揃えにつきまして、充実を図るため関係機関などと調整しているところであります。また、前回同様、都庁職員食堂において、おぼろづきを使った定食を出してもらい、美唄産米の美味しさを味わっていただくこととしております。展示PRにつきましては、アルテピアッツァ美唄を中心に宮島沼、炭鉱遺産などを、大型の写真パネルや映像などで紹介する予定であります。この観光PRにおいて、美唄の魅力ある地域資源を幅広く紹介し、美唄の安全・安心な農産物や加工品など、物産販売を通して本市の経済活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、アンテナショップの運営についてであります。本年3月1日現在、出店者は37業者で当初から7業者増え、オープンからの販売総額が約1,500万円となっております。

ます。運営の受託者である商工会議所が中心となり、出店者会議を随時開催し、意見交換をしながら、魅力ある店舗づくりに取り組んでいるところであり、農産物については農産品部会が設置され、出店農家間において出品時期の調整などを図りながら、安定した品揃えができるよう話し合いを進めており、また、農産物が少ない冬期間の品揃え対策は、重要な課題となっていることから、花や加工品、ぬいぐるみなどを増やし、お客様に魅力ある店舗を目指し運営に努めてきているところがあります。

また、お客様ニーズなどを受け、昨年11月から宅配便の取り扱いを開始したほか、今月15日に発行されるほくせんカード会員情報誌を通じ、アンテナショップで詰め合わせた美唄特産品セットを通信販売する予定であり、さらにポータルサイトPIPAと連携したネットショッピングの取り扱いについても現在実施に向け、取り進めているところがあります。

いずれいたしましても、今後とも商工会議所、出店者の皆さんとの連携を図りながら、より魅力あるアンテナショップとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、食にこだわったまちづくりについてですが、本市の強みである農業・食を中心に、産学官の連携と市民の参画により、効果的にまちづくりを進めていくため、農産物・特産品の販路拡大や加工品の開発などを進める「地域経済の振興」を図る取り組みと、農村地域である本市の特性を生かしながら、生活の基本である食に関しての正しい知識と選択する力を身につけていく「市民生活の豊

かさを向上」を図る取り組みを、食にこだわったまちづくりの2つを柱として位置づけ、推進していくこととしております。

食育は、この市民生活の豊かさを向上させる取り組みの1つに位置づけており、このたび、食育推進計画策定市民検討委員会の皆さんからの提言をもとに、食育推進計画（案）を策定したところであり、この推進計画に沿って市民の皆さんと共に食育を推進してまいりたいと考えております。

また、食にこだわったまちづくりを総合的に推進するため、農業関係団体や商工団体、消費者団体、行政機関などで構成する「食にこだわったまちづくり市民推進会議」の設置を予定しており、この会議で関連事業の評価を行うと共に、今後の推進方策などについて検討を進めてまいります。

次に、地域力活用事業について、まちづくり活性化アドバイザーについてですが、この制度は、美唄市まちづくり基本条例に定めるさまざまな人たちとの交流の規定を踏まえて制度化するものであり、まちづくりに関して専門的な技術や知識を有する方を幅広く、「美唄市まちづくり活性化アドバイザー」として委嘱し、まちの活性化を図るための専門的な指導や助言などをいただくこととしております。

アドバイザーには、講演会、出前講座など、まちづくりのさまざまな場面を通して専門的な助言やノウハウの提供、研究交流活動への参加をいただくこととしております。具体的な部分やアドバイザーをお願いする方については、現在検討を進めているところですが、観光振興や子育て支援、炭鉱の歴史の伝承な

どについて大学教授や研究者、大学生、炭鉱体験者の方などに御協力いただくことを予定しております。

また、本市の事務執行体制や大規模冷温食糧備蓄基地の誘致など、個別課題につきましても、専門的な知識や経験を有する方にアドバイザーとして指導や助言をいただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、まちづくりを進めていく上では、専門的な知識などを有する多くの方の御協力をいただくことが必要でありますので、本制度を活用し、交流の促進や歴史文化、伝統の継承と記録、心豊かな生活の実現などを図り、本市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、市内でお買い物運動についてですが、これまで商工会議所が中心となって、毎年、全市連合の大売出しを実施しているほか、大通商店街振興組合による「びっくりナイター」などを開催してきているところであります。

また、昨年は、商工会議所、美唄商品券運営協議会、市が連携して実施しましたプレミアム付き美唄商品券を発行したほか、広報誌メロディーに、毎月市内での買い物を呼びかける記事を掲載するとともに、まちなか交流広場の整備や、市民ふれあいサロンを開設し、中心市街地のにぎわいを創出しながら、市内での消費拡大につながるよう努めてきたところであります。

地域経済の活性化を図るためには、市内での消費拡大が必要と考えており、この運動の取り組みについて、商工会議所や商業者と、今後、運動の効果的な進め方等について十分協

議してまいりたいと考えております。

次に、一店逸品運動についてですが、市内の消費拡大を図っていくため、逸品と言われる魅力ある商品や、サービスの開発・発掘を通して、個店の品揃えを充実させ、上手に宣伝することにより集客を増やし、売り上げの向上が図られるものと考え、本年1月に商工会議所にこの運動や必要性について説明を行ったところであり、会議所においては、新年度、新たな事業として取り込んでいただいたと聞いております。

なお、この運動は事業者が主体となり、飲食業など、より多くのお店が参加することにより、地域としての話題性や注目度が高まるものと考えており、今後、商工会議所などと協議を進め、この運動の効果的な展開が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、環境対策について、環境基本計画などについてですが、市においては、環境保全とともに、環境に配慮したまちづくりを推進するため、平成20年6月に美唄市美しきまちづくり条例を施行したところでございます。これまで、市において、平成19年10月から導入した家庭ごみの有料化に合わせ、平成20年度にごみ分別辞典を作成し、各家庭へ配布し、家庭ごみの減量化や再資源化の啓発に努めてきたところであります。

また、温室効果ガス削減のための数値目標や、市が率先して行う環境配慮のための取り組み、44項目を盛り込んだ美唄市地球温暖化対策実行計画を平成20年4月に策定し、市自ら取り組むと共に、美唄市版環境家計簿を作成し、市民にも温室効果ガス削減に向けた取り組みを働きかけたところでございます。

今後におきましては、こうした取り組みの成果を生かし、市民や事業者の幅広い協力を得ながら、環境対策を総合的かつ効果的に推進していくため、環境審議会を新たに設け、環境保全対策などについて幅広く検討を行い、環境基本計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、環境基本計画の策定についてであります。この計画では美唄市美しきまちづくり条例第9条に基づき、環境への負荷の低減に関する取り組み、廃棄物の減量化等に関する取り組み、地球環境保全に関する取り組みなどに加え、美唄市の環境保全の基本となる考え方や環境行政を総合的に推進していくための基本的方向を明らかにしていくこととしており、美唄市総合計画などとの整合性を図りながら計画を策定してまいりたいと考えております。

また、この計画の策定に当たっては、市民公募や学識経験者、民間諸団体の代表者等で構成される美唄市環境審議会で検討協議を行うと共に、市民アンケート調査も実施し、市民の多くの意見を幅広く反映させながら、美唄の特色を生かし、実効性のある計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、策定に向けてのスケジュールについてであります。5月に、環境基礎調査・アンケート調査を実施し、その後、分析評価などを行い、計画案を取りまとめ、パブリックコメントなどの手続きを得て、平成22年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員 一通りお答えをいただきまして、ありがとうございます。自席から再質問させていただきます。

景気雇用対策についてであります。予算の効果的な活用を図る観点から、事業の早期発注や事業者との連携による効率的な執行にぜひ配慮していただきたいと思っております。これは要望ですので、お答えは結構でございます。

次に、市内でお買い物運動についてであります。一店逸品運動についても同様であります。具体的な取り組みにつきましては、今後、商工会議所などと協議されるということではありますが、今後、効果的な事業展開を図る上で費用が必要となった場合、市として必要な費用について予算化する考えはありますかお尋ねいたします。

次に、環境対策についてであります。環境審議会で協議検討し、市民アンケートを実施し、環境基本計画案を取りまとめ、パブリックコメントの手続きを経て、平成22年度中に策定することとありますが、環境対策を総合的に推進するためには、市民や事業者、団体の協力が不可欠であり、単にアンケートを実施するだけでなく、環境審議会での議論と並行し、市民、団体から意見を聞く場を設けるなど、市民を巻き込んだ手法を採用することも必要であるかと考えます。また、計画の策定期間についても平成23年度予算編成に反映させていくため、平成22年中、本年中に策定すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 高田議員の質問にお答えします。

初めに、消費拡大などにかかる予算化についてでございますが、市内でのお買い物運動や、一店逸品運動が円滑に展開していくためには、まずは事業者や団体の自主的な取り組みが何よりも大切なことと考えております。商工会議所や、事業者との今後の事業の進め方などの協議を踏まえまして、市としても運動の効果的な展開に向けまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、市民参加による計画づくりであります。市民の皆さんの意見・要望をできる限り計画に反映させるため、環境審議会の構成については、学識経験者や民間団体の代表のほか、市民からの公募による参加を考えており、また、小・中・高校生、事業者、一般市民を対象にアンケート調査を実施することとしております。

次に、策定の時期についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、環境基礎調査・アンケート調査の分析・評価などを行い、計画案を取りまとめ、パブリックコメントを経て、平成22年度中に計画を策定してまいりたいと考えておりますが、平成23年度予算に反映できるものにつきましては、可能な限り盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員 環境対策についてでありますけれども、最終処分場の法面保護土設置工事ですとか、処分場の運営にかかわる委託料の補正など、つい最近の一連の事案を見ても取り組みに計画性が欠けている、そういった面が見受けられるかというふうに思います。環境対策を総合的に進めていくための計画が

ないことも一因になっているのではないかと考えております。環境基本計画の策定に当たっては、将来を見据え、当面、取り組むべき事項を整理し、段階的かつ効果的に推進するための行程表や市、事業者、団体などへの役割分担を明らかにするなど、実効性のある計画を策定するよう、要望いたしまして、私の質問を終わります。お答えは結構でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2番、森川明議員。

●2番森川明議員（登壇） 平成22年第1回定例市議会に当たりまして、私は大綱5点について市長並びに教育長にご質問いたします。

1点目は、道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間移譲についてです。まず、対応してきました市の経過をお尋ねをいたしたいと思っております。

道は、3億円の赤字を理由に、歴史あるリハビリセンターの民営化方針を示してきました。昨年の7月に道保健福祉部から素案が出され、内容が単独経営は困難であるということで道が検討を開始しており、その一部が新聞に報道されたわけであります。私はこの件については、決算審査委員会で反対行動を起こすべきであるということを指摘をしてきましたが、そういう経緯がありましたけれども、市長の答弁は道からの報告はまだ受けていないと。進展はなかったわけです。その後、何ら地域での市での行動は明らかにされないまま、本年2月2日に道から方針案の概要の説明があったと議会に報告がありました。

この間、半年間6ヶ月ですよ。市は何をし

てきたのか、道の施設がなくなるということは、想像以上に大変なことであり、ただちに行動を起こし、道に対して、反対意見書等を提出をすべきであったにも関わらず、その姿が全く見えてこなかったことは、これどうしたのか。不信感を抱いております。

リハビリセンターは、昭和27年9月に開設した道立身体障害者更生指導所が源流で、昭和40年1月に美唄市茶志内に移転、昭和58年11月から重度身体障害者更生指導所、内部更正指導所等を統合して、現在地に移転をし、さらに、平成18年の4月に肢体不自由者訓練センターと機能をさらに統合し、現在に至るという、歴史的な経過があり、まさに福祉のまち美唄に適合した施設で、地元の養護学校や養育施設等に理学療法士が派遣し、地域支援に多くの成果を上げ、また、全道圏域の入所施設として道内の障がい者、とりわけ若年層の脳性麻痺障がい者に対し、道立として特徴あるサービスを長年継続し、職員個々の熱意が伝わり、多くの評価を得ているんです。民間法人への経営移譲と言えども定員の確保とか、道職員から民間への義務的な、または経済的なリスク等々を考慮いたしましても、従来同様、道立の施設として反映をさせる、これが妥当なんです。長期間にわたり、市はどう対応してきたのか、地元との合意形成があったのか、その辺の経過をまずお伺いいたします。

さらに、質問をしたいのは、今後の対応についてであります。リハビリセンターは道のPR不足もあり、存在すら知らない道民が多く、市民でもあまり知らないという人がおります。民営化の大きな要因の1つは赤字であ

るという。ですから、これは道の責任なんです。道立の施設としてニーズに対応したモデル的なセンターとしても位置づけられており、民営化はサービス面の低下ははっきりしてる訳です。それだけに課題も多く、労働条件、身分条件、保障、賃金面等々、職員は全般的にこれは反対であるという表示をしてるわけなんです。施設の老朽化もこれまた問題です。26年が経過をいたしました。一定の修繕費が今必要ということも言われておりますし、民営化しても先細りが、これは専門スタッフの支援相談をはじめ、地元サービスが低下が想像以上であるということで、やがては、この美唄市から施設がなくなるのではないかと、このことを心配しています。このような現況下におきまして、現状維持の選択肢があるのかどうか、私は消極的で方針案が示されていない行動は何か控えてきたという、こういう姿勢に対しまして、問題点を指摘をしつつ、今後、どう対応するかをお伺いいたします。

2点目は、農業問題についてです。米所得補償方式モデル事業の件です。1月30日の鳩山首相の施政方針演説は地域経済を正常の源にとの項目の中で、戸別補償方式制度を1つの飛躍のバネとして、農業の再生に果敢に農業者は挑戦してほしい。日本の食文化と高度な農林水産技術を組み合わせ、森林や農山漁村の魅力を生かした新たな観光資源、産業資源に作り出す政府としてはしっかり応援をしたい。食料自給率の向上を現在の41%を50%に引き上げる、これを目指すという内容でした。40年ぶりの農政大転換です。その戸別所得補償モデル対策が、4月からいよいよスタートを切る。その骨格が示されまし

た。標準的な生産費と販売価格との差を、全国一律単価で直接支払うという仕組みです。この件については、既に質問が出されたから、先の定例会の市長答弁、市の試算による影響は転作率46%と見まして、約1億0,100万円減少し、大きな影響が出るということがどうしてもひとり歩きをしてると。政権交代による農政で大幅に農業者は損をします。これが浸透してきたという、こういう現状を憂慮をしていました。その一人なんです、私は。主食用米の作付面積10アールあたり、しかし、1万5,000円の定額交付と。水田に栽培する麦、大豆や米粉用など、新規需要米を自給率向上の戦略的作物としてとらえ、そういう位置づけで栽培面積に応じた全国一律単価を補てんをする水田利活用持久力向上事業、激変緩和の調整枠は260は半分が道内の190億配分される事になった。先の市長答弁では、美唄市としては未確定と言えども、19億が配分をされ、逆に1億2,000万多くプラスになるという、答弁でした。大変、心強く思っております。

戸別所得補償は、半強制的な減反とは異なりまして、生産目標に従うかどうか、農家の判断に任される。同時に農家へ直接支払うということで、農協を通じた補助金分配の流れを絶つ。米価が落ちれば、農協の販売手数料も減少する。農協を外したとの声も聞かれますが、40年間のこの長きにわたりまして、農政の根幹としてきた減反に農家に参加を求める見返りに転作などの補助金を積み上げ、米価は徐々に下がり、生産額、耕作面積、農家の所得、の減少が続きました。そこにこの戸別所得補償の異議があるわけです。この所

得補償モデル事業に対する空知ブロックの説明会、岩見沢では、農水省の井出事務次官出席したんです。これは異例の力の入れようなんです。事務方のトップが自ら現地入りをして、これはもう想像だにしていませんでした。私も農政事務所の方に出向きまして、いろいろ説明等を聞いてきましたけれども、大変勉強になりました。今回の市全体の予想額を知ることができましたので、この件については、農業者に対する説明です。地域農業水田推進協議会があるわけですが、市としてどのようにここの農家の人に説明をしているのか、その点をお伺いをいたしたいと思います。

次に、米のランク付けについてです。支庁は平成22年産米の管内市町村別、村はないですけども、生産数量目標を定め、市長、農協に通知しました。管内は28万6,932トン、前年比277トンの減少で、岩見沢市は4万3,718トン、美唄市は2万4,536トン、などとなりましたけれども、このランク付けについては、国の新たな制度導入を踏まえまして、過去の需要率に応じた配分を基本に算定をし、前年産米の需要量をベストに1等米、生産比率、クリーン農業の取り組み、たんぱく、アミロース等の評価をポイントされたと思いますが、美唄は1ランク下げられたと、3となってしまいました。比較をいたしますと、隣の奈井江町、最高の5ですよ。月形町、浦臼町が4、美唄が3、地域間格差というのは余り見当たらないんじゃないかと、こういう状況下においてのランク下げ、私は率直に表現しますと、ちょっとおもしろくないということですよ。要因は一体どこにあったのか、支庁の説明を聞いて、今後、

どう対応しているか。その点をお伺いをいたしたいと思います。

3点目は、企業誘致についてです。取り組み状況と、今後の見通しについてお尋ねいたします。北海道道央空知企業立地セミナーが東京の方で開催をされ、企業誘致について地域資源や特性をPRをしてきた。そして指導してきた。というのが報道されました。企業側の空知地区に対する反応、どうであったか。この点をお伺いいたしたいと思いますし、また、美唄市は御承知の通り奈井江町とのあの境に、空知工業団地があります。全道1の規模です。分譲面積は何と109.9ヘクタールもある。3月2日には私も現場を見てきましたけれども、雪に覆われていたものの物すごく広大なものです。団地造成の結果、その経緯は炭鉱閉山による振興対策の1つで、中小企業基盤整備機構による内陸型では国内で最大の工業団地です。造成されました。北海道開発の3大プロジェクトの1つとして位置づけられてたんです。昭和49年に用地が取得され、昭和36年、非常に前ですね。昭和54年に団地造成が開始をされ、昭和59年に分譲開始で何と26年間も全く売れず、そのままになっている。これが現状なんです。この間、2月の24日の北海道新聞ですけれども、これに独立行政法人中小企業基盤整備機構の広告が掲載をされていました。全道5つの団地があるのです。道央栗沢、沼田、夕張緑陽、釧路白糖、そして、この空知団地です。分譲価格につきましても、チェックをしてみますと、道央栗沢団地よりはちょっと高い水準にあるわけですがけれども、空知団地は新千歳空港も近い。苫小牧港、新石狩新港

も近い、大変交通アクセスがいいという、立地条件がいいところです。また、優遇措置というのを見てみましたら、助成措置も道を初め奈井江町もありますが、美唄市は課税の免除、融資制度、用地取得整備投資、工業用水に対する助成、固定資産税の減免、融資の優遇措置、こういう制度がその内容というものは物すごく助成をしてきてるわけなんです。今日の経済情勢のもとで企業も冷え込んでおり、空知工業団地進出は難しい一面があるかもしれませんが、先ほど言いました26年間もそのままにしてきてると。これはやっぱり市にさらなる努力が求められております。企業誘致が不調の要因、そして今後の見通しについても、お伺いをいたしたいと思います。

4点目は、雇用問題についてです。高校生の就職状況と対応策について、道内ではほとんどの高校で卒業式が終了いたしました。聖華は残っておりますけれども。このところ深刻な不況によって就職難で進路が決まらないまま晴れの式典を迎えた生徒が多いわけです。1月末時点で就職未決定者は3,400人、学校によりますと20%台のところもあると。そういう高校もあるそうです。北海道労働局によりますと、内定率が1月末で60%、これは前年同期比8ポイントも下回ってる。内定の低迷のやっぱり大きな原因としては、求人急激な減り方です。就職希望者には家計の厳しい生徒もおりますし、このまま未決定で卒業しますと生活のためのアルバイトをやるしかなく、不安定な非正規雇用の道を選ばざるを得ない。何とかしなければならぬ。焦りが伝わってきております。

全国的に、北海道先ほど言いました就職率

60%、沖縄県が全国一番下で46%、下から2番目ですよ。それも男子が大きく下回っている。最高は、富山県の91%となっております。現状、新聞等によりますと、支庁も管内の公共職業安定所、商工会議所、自治体に雇用情勢の分析、さらには関係団体や関係企業なりに対して緊急求人要請を行っておりますけれども、好転の兆しが見えておりません。そこで、市内の高校の就職率と一人でも多く市が雇用推進のために促進のために働きかけを進めてきた、その現状をお伺いをいたします。

5点目は、教育の問題について、教育長にお尋ねします。教育は、100年の体系にあると言われております。教育改革は長期的な視野に立った慎重な策定が求められています。そこで、中学校で2012年、もうすぐですね、導入をされる武道、ダンス等の中身についてです。いよいよ目前に迫ってまいりました。武道といたしますと、なぎなたとか、空手、剣道、相撲等を浮かぶんですけども、ダンスと言っても何かピンときませんね。フォークダンスのことなのか、ちょっとわかりません。それも必修なんです。新学習指導要領、これは確か、安倍内閣のときに定められて、いよいよとする感が強まってまいりました。その内容をカリキュラム、これは体育の先生、教師が時間内に指導するということですが、美唄としてどのような武道を考えているのか。または、ダンスとは何か。この点お尋ねをいたしたい。武道は日本伝統文化と言われておりますが、教える今はもう教師よりも生徒の方がもう体力があるという時代になっております。この負担というのは、大変ではないかと

いうふうに思われます。その指導的な指導者育成、用具施設の整備、予算面、各学校は試行錯誤で手探りの状況にあるのではないかと考えております。各学校の主体性で選択ができる、こういう判断でいいのか、特に格闘技のなぎなた、剣道、戦前の小学校で必修でしたし、中学校でも必修だった。確かにその厳しかったという先輩の体験談もお聞きしております。何か軍国主義そのものであったと。逆戻りの感のあるという、これが意見のあるということも事実でございます。一方、体力育成ということもなりますと、確かに、必要の一面もありますけれども、文科系の方にももっと力を入れていく意見があるということも事実でございます。

教育長、今ふと思いつきました。思いつきのまま言いますけども、オリンピックで22歳の大学生になる国母という選手ですね。これ服装の乱れだとか、幼稚な受け答え、これ規律を無視したという事で、大変問題になりましたけど、私見てびっくりしたのは、ここに鼻ピアス2つをつけ、口のところにまたピアスをつけてると。いったいあの姿を見て唾然としましたよ。そして、団長、監督、コーチ、誰1人として注意ができなかったと、こういう現状ですよ。橋本団長なんか、腫れ物に触るような態度で注視をしてきたと。帰国後にはインタビューには何も触れていないと。つくづくその税金がもったいないなと思いましたが、あのような選手がいるっていう事は。オリンピックの予算については、仕分けでもこれは指摘をされましたよ。

教育の大切さ、これは規律面も含めた知・徳・体、これの定着差をつくづく感じました。

その意味では礼を重んじる武道の精神、これも一部ちょっと必要かもしれませんが、ふと私は深く感じ取ったわけであります。

教育の2点目については、校長、教頭の降格扱いです。評価の高い中堅教諭等郡部派遣について、この2点について、またお伺いをいたしたいと思います。どちらも新年度、もうすぐですね。秒読みの段階となりました。校長、教頭の降格扱いに対する内容についてですけれども、学校運営と管理職にしている確性を欠くと。その校長や教頭に一般教員に降格できるという制度、道教委は決めました。強制力はないって言うてるんですよ。しかし、その後、降格基準とは一体何かと。現在でも本人の申し入れ等があった場合はすぐ行われております。いろいろ判断要素がありますがけれども、より厳しいものになったのではないかという事で、内容等をお伺いをいたしたいと思います。

そういえば、国家公務員でも、最近改正案がありまして、官僚トップの各省の事務次官、それが、局長とか部長に転勤をできると。約600名の同一の職制をみなして、次官から局長・部長への移動は降格ではないという方向づけ、いわゆる転任だということで、国会でも上程される動きありますけれども、これ、そうしますと、私どもの体験から言いますと、おそらく年収は大幅にダウンするんでないかと。身分も違ってくると、私も一緒に、いわゆるキャリアと言われた方々と仕事をした経験がありますけれども、私の場合は高校卒だから、そういうこと関係ないですが。プライドがものすごい高いわけなんですよね。だから、ピラミッド型を形成しているその頂点に

立った方が、転任と言えどもこれは大変なことでないかなというふうに思うんですよね。道教育委員会の基準、ちょっとこの国家公務員の内容とは違いますけれども、タイミングを同じくして出てきておりますので、1つの大きな動きというふうに判断しております。

もう1つは、これも新年度から全国学力テストの結果が連続して下位になったという事で、北海道は4回目となるわけですが、今年は抽出方式で変更されます。参加道内は過日の新聞では85%と出ておりました、学力テストですね。札幌を除き、しかし、ほぼ全域で、全国平均より参加が高いと、そういう結果で載っておりました。中学校3年生をたしか対象で、4月20日だと思いますけれども、テストが行われるわけであります。従来の北海道の結果を見ても、特に、桧山とか根室とか宗谷地域が全道平均から7ポイントも下がってしまったと。これはどうかしなきゃならんということで考えついたのが、若手教員が非常に多い郡部に、授業の評価の非常に高い中堅の教員を派遣をして指導力を求め、学力向上に結びつけていきたいと。そういう考えがあるということで、この点については、教育長、どう考えておりますか。市町間の派遣というのは考えているのかどうか。例えば、美唄から宗谷、根室、桧山の方にも派遣教諭を送るといって、そういうシステムになってるのかどうか。その点と期間についても1年ということで、何か報道ありましたけれども、それにしても短いなという感じあるんですけども、その点もお伺いします。

支庁も再編で4月1日から総合振興局とか、振興局になりますけれども、これ、もし実施

となると、交通費だとか、または教員の負担ですね、学校の負担もあると。派遣あとの人員がどう補充されるのか、非常に多くの課題もあることは事実なんです。そこで、その選考基準というのを伺いをいたしまして、ちょっと長くなりましたけれども、この場からの私の質問にかえさせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えします。

初めに、道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間移譲について、対応の経過についてであります。道立身体障害者リハビリテーションセンターは、昭和40年に身体障害者更生指導所として本市に設置され、昭和58年に内部更正指導所等と統合し、現在地に移転、名称も現名称に改められたほか、平成18年4月には、肢体不自由者訓練センターと機能統合し、現在に至っております。この間、障がい者の機能回復と共に日常生活や社会生活への支援などを通じて、障がい者の自立支援に大きな役割を果たしてきており、平成18年度の障害者自立支援法の改正に伴い、リハビリセンターの果たす役割はより重要性を増したものと理解しているところでございます。

こうした中であって、2月4日に道の関係部の職員が本市に来庁し、道立身体障害者リハビリテーションセンターの見直しに関する方針案について、市に対して説明があったところであります。説明の概要を申し上げますと、道としては、平成18年2月に策定した民間開放推進計画や障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年3月までに障がい者サー

ビスが日中活動の場と住まいの場を組み合わせた新体系サービスに移行することを踏まえ、道立リハビリテーションセンターのあり方について、経営主体のあり方を含め検討を行い、外部の推進協議会での審議を経て見直し案を取りまとめたこと。また、リハビリセンターが提供してきたサービスの内容を基本に、地域生活への移行や地域で生活する障がい者への支援を強化してゆくためには、民間施設の持つスケールメリットや柔軟性を生かした効率的・効果的な運営が必要であり、平成23年4月には、民間法人に移譲したいとのことであります。

市としては、リハビリセンターは、福祉のまちづくりを進める上で重要な施設であることから、利用者やその家族の理解を得ることを初め、6項目について2月24日に道に要望を行ったところであります。

今後の対応策とスケジュールについてであります。道としては、本年3月に見直し方針を決定し、その後、現在の利用者のサービス水準の確保に加え、障がいの状況などに応じ、地域生活移行等のサービスを提供できる入所型の身体障害者更生援護施設の運営実績を有する法人を公募し、外部有識者からなる選定委員会で選定し、移譲先法人を決定すると聞いており、これまでリハビリセンターの果たしているサービスを拡充することとされていることから、現状での存続は困難と考えております。

本市としては、民間に移譲することになっても、現在の機能の維持はもとより、民間のノウハウなどを有効に活用していただき、障がい者の方々の自立支援にきめ細かく対応し

ていくことや、地元で勤務している職員の処遇の確保、移譲先法人において、人材の確保や物品の確保に当たり、地元からの採用や調達に配慮していただくことなど、6項目について道に要望書を提出したところであります。要望した際、道からは要望事項は十分に踏まえることや、また、今後、市に必要な情報を提供すると共に、リハビリセンターのサービス提供機能が向上し、地域に密着した運営が図られるよう、最大限努力する旨の回答があったところであります。市としては、今後、道からの情報収集に努め、リハビリセンターの機能の維持向上が具体的となるよう、必要な対応をしてまいりたいと、このように考えてございます。

次に、農業問題について、米戸別所得補償モデル事業についてであります。昨年12月の時点では、約1億0,100万円助成額が減少すると試算しておりましたが、定額部分の交付単価が10アール当たり1万5,000円に決まった事から、本市に交付される交付額はまだ未確定な激変緩和措置の部分を除いても平成21年の産地確立交付金と比較し、約1億2,000万円を多く交付されるものと見込んでおります。また、農業者に対する支援制度の説明につきましては、農政事務所からの情報を得ながら、各農協単位に設置している地域水田農業推進協議会と共に実施してきたところであります。今後におきましても、協議会と連携して、本制度の普及と推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成20年産米の生産数量目標であります。国においては、全国の生産数量目標を対前年比0.2%減の需要量、約813

万トンと設定し、北海道には約60万4,000トンの配分をしたところであります。北海道では、国から配分された数量をもとに、独自の算定方法である生産力や、商品性等の評価に基づくランク区分の加算とクリーン農業等の取り組み評価加算を行った上で、本市には前年産に比べ160トン少ない2万4,636トンの生産数量目標が配分されたところであります。

次に、道のランク評価の考え方についてありますが、1点目は、生産力としての収量の安定性、2点目は、商品性としての1等米比率及び低たんぱく米比率、3点目は、販売力としての産地指定比率等について、それぞれ市町村別に過去3カ年、または5カ年のデータをもとに算定し、総合力の高い順から5つのランクに区分しているものであり、本市の場合、今年ランク4から3になりました。このことは、総合点では昨年より上がっているものの、収量の安定性の算定に用いられている平成16年から20年産米の5カ年平均収量が低かったことがその要因と考えているところであります。道は、市町村別のランク分については、あくまでも市町村の生産数量目標を算定するためのものと説明しておりますが、米の主産地としての地位を確保していくためには、上位ランクに位置づけられることが大切であると考えており、今後とも関係機関・団体と連携して良質・良食味米が安定的に生産できる基盤の整備などの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についてありますが、空知管内の企業立地の促進を図ることを目的に、2月8日、空知支庁や管内の14市町の主催

により、東京ビッグサイトにおいて北海道道央空知企業立地セミナーを開催し、首都圏の企業や団体など58名の参加をいただいたところであり、なお、セミナーでは、工業団地の紹介や助成制度、労働力の説明、また、地域資源を生かした立地環境のPRを行ったところであり、参加した企業からは豊富な食材や特産品、地理的にロシアと近いことなどに興味を示していただいたところであり、

次に、空知団地の誘致活動につきましては、これまで低価格な用地、便利な交通網、豊富な労働力、豊かな自然環境、少ない自然災害などの優位性をアピールし、団地を所有する中小企業基盤整備機構や北海道奈井江町と連携を図り、企業の進出意向アンケート調査や、その結果を踏まえ、企業訪問を行ってきたところであり、中小企業基盤整備機構では、一昨年から企業立地応援キャンペーンを実施し、分譲価格の大幅値引きを行っており、昨年の8月には14年ぶりに空知団地に群馬県の貨物輸送業の会社の立地があったところであり、

企業誘致を取り巻く環境は、長引く経済不況により、企業の設備投資に対する意欲が低下し、北海道への企業立地件数も平成20年度には過去最低の水準となっております。今後におきましては、雪エネルギーなどの自然エネルギーを活用した産業立地を図っていきたいと考えており、新エネルギー関係のさまざまな企業情報の収集に努めると共に、本市の企業立地助成制度の見直しも行い、国や道など関係機関と十分に連携を図り、誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、雇用問題について、市内高校生の就

職状況と対応についてであります、本年2月末現在で市内の高校の卒業生予定者は、232名で就職希望者は85名となっております。そのうち就職が内定している方は39名で、内定率は45.9%となっております、昨年度同期と比較いたしますと、32.4ポイント減となっております、高校生にとってかなり厳しい就職内定状況になっております。

市といたしましては、就職を希望する高校生などを対象とした求職者職業能力開発支援事業において、技能習得講習などを受講し、資格取得した場合、受講料の7割を支援しており、また、平成15年に岩見沢市、三笠市、月形町、美唄市の3市1町により、南空知地域雇用対策協議会を設け、就職を希望する高校生を対象とした就職意識の醸成や面接対応等を学ぶ就職意識啓発セミナー、企業説明会などを開催するなど、就職につながる取り組みを行ってきているところであり、今後におきましても、関係機関と連携し、高校生の就職確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 森川議員の質問にお答えします。

初めに、中学校における武道等についてであります、新学習指導要領におきましては、これまで武道とダンスについては選択であったものが、第1学年及び第2学年においては、いずれも必修となり、今年度から平成23年度までの移行期において選考実施できるとされております。

現在、ダンスの種類につきましては、創作

ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンスとなっております。

また、今年度、武道を実施している中学校は全道で約50%程度となっております。

次に、武道の種目につきましては、柔道、剣道、相撲の3種目となっておりますが、地域や学校の実態に応じて、他の種目も実施できることとされております。また、武道の指導内容につきましては、技ができる楽しさや、喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようにすることや、武道に積極的に取り組むと共に相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすることなどとなっております。指導法については、北海道教育委員会が武道講習会などを開催しているところであります。

教育委員会といたしましては、今後とも各中学校の状況を踏まえながら、種目や実施年度などについて検討するなど、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、適格性に課題のある管理職の取り扱い等についてであります。初めに、北海道教育委員会が平成22年1月に制定した適格性に課題のある管理職の取り扱いに関する要綱では校長、副校長または教頭のうち、客観的事実に基づき、管理職に必要な適格性に課題があると認められるもの、または、管理職になったのち、戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた者を対象として、市町村教育委員会が指導を行ってもなお、学校運営を行って行く上で課題があると認められる場合、北海道教育委員会に対し研修の申請を行うものとされております。

北海道教育委員会は、研修の必要性等について検討した上で、夏季休業中に5日間程度

の研修を行い、その経過等を踏まえた審査会の報告により、管理職としての適格性の有無等を決定し、申請者に通知すると共に、本人に対して、後任の意思確認等を行うこととしております。管理職としての適格性の判定については、適格性に課題のある管理職の判定基準に基づき、学校経営として7項目、人材育成として7項目、その他としての7項目の観点から3段階で評価を行うものとされております。

次に、巡回指導教員活用事業につきましては、児童生徒の学力を高めるため、教科指導において、豊富な経験と高い専門性、実践的指導力を有する教員が複数の学校を巡回し、ティームティーチングによる授業や若手職員等の指導、授業作りにかかわる支援を行うもので、全道の小中学校に巡回指導教員を30名程度配置することとしております。巡回指導教員は本校と幾つかの兼務校に勤務することとなり、本務校に定数加配として配置されることとなっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 2番、森川明議員。

●2番森川明議員 それでは、自席から私の意見・要望等も踏まえまして、若干の再質問をいたしたいと思っております。

1点目の、道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間の移譲について、経過を踏まえまして、取り組み状況等、市長から答弁ありましたけれども、全く不満の一言なんです。7月に素案が示された。その後、道の保健福祉部の職員が経過の説明に伺ったということですがけれども、先ほども言いましたように、なぜ直ちに対策協議会等を立ち上げ

て、反対の立場で道との話し合いをしてこなかったか、その点理解ができないんですよ。道に言われたからと、言いなりになってると、そう判断をせざるを得ないというような、こういう行動です。それもですね、現状維持の運営は非常に難しいとの判断が思われると。既にそのあきらめ的な態度なんです。半年以上の経過を得まして、1月の28日の日に方針案の送付があったと。2月の24日には、要望書を提出したと。それは、こういう回答があった6項目についてという答弁でした。私は内容見ていませんので、憶測で言えば、先ほども言いましたように民間のノウハウを有効的に活用せよと。人材の確保とか、物品の購入、地元からの採用、調達の配慮、こういう項目が恐らく要望書の中に入っていたんでないかというふうに思いますが、反対の態度というのをなぜ取れなかったのかと。あきらめ、しゃあない、こういうのでは、これ私が勝手に表現しますが、あきらめ、しゃあないじゃ納得しませんということです。まだ、今後1年間あります。早速道に対して、現状維持ということで、経営移譲方針案を撤回し、道立の施設として存続をしてほしいと。そのために再度また要求書を提出する考えがあるのかどうか、その点を、まずお尋ねをいたしたいと思います。

農業問題についてですけれども、農業の戸別所得補償モデル事業、何度も言ってますけれども、40年ぶりの大転換で農家所得に関する面でちょっと調べてみました。農家所得は米価の価格などで1995年、平成7年から10年間で約33%も減少しているんです。1998年から、稲作経営安定対策が始まり

ましたけども、基準価格が年々低下をしてきてると。補てんのために拠出金は農家が負担をすると。実質的にはマイナス所得、減少に歯止めをかかっていたいかなかったわけです。この度の新政権による戸別所得補償は、補償が十分でなかった従来の稲作経営安定対策の問題、その点が解消されますし、経営規模が大きくなるほど生産費が低下をすると、全国平均で先ほど市長もお答えしておりましたように、支払われるという、こういう定額部門は規模拡大を促す刺激になると思うんです。北海道、これは試算ではいろいろありますけれども、私は有利であると見ております。2月の22日の衆議院の予算委員会の場で菅財務大臣は、変動部分に対し米の需給ゆるみ価格が下落することはなく、予算の不足する認識はないと述べ、3,371億この財源で十分であると対応できるという認識を示していました。さらに、鳩山首相は自ら2月の21日のイベントで政治の世界から足を洗ったら農家をやりたいと申しておりました。この点については、いろいろ質問もあったようですが、農業を切り捨てる政策等は今の政権では考えられないということなんです。

昨日の3月7日ですけれども、この補償方式の関係について、事務作業については、出先期間の農政事務所が担当しております。既に自治体や農業団体対象の説明会を実施をしています。その対応についても当然、担当するのは当たり前ですが、埼玉県知事あたりは、出先機関廃止という方向づけから見ると、矛盾してると、そういう批判もあるんです。国のお金が出るんですよ。交付申請、それから交付金支払い、これは国の職員、いわゆる農

政事務所が担当するのは、これは当たり前じゃないですか。私は元の勤務先ですので、ちょっとエゴが出るというかもしれませんけれども、市長もその点は同感、当然だと思っておりますよ。農業問題では、私の考えも多くいたしましたので、あえて、答えはよろしいと思っております。

3点目の、企業誘致についてですけれども、特に、空知工業団地の実情はわかりました。あらゆる機会をとらえて働きかけを国内最大の工業団地26年間経過していると、こういう実態を見ましても、早急に企業誘致ができますように、これはもう期待をいたしております。

4点目の、雇用問題、高校生の就職状況です。答弁を聞きまして、半数にも達していないという美唄の高校の就職率、これは大変ですね。ひどいもんです。また、全道的には10人中に6人しか仕事が決まっていないと。まさしく深刻な状況なんですよ。その中で、札幌市は、余り比較とかはなりませんけれども、就職内定率低迷を受けまして、新年度に就職先の見つからない100人を臨時職員として10か月間、もっと長く雇ってほしいんですけども、採用すると。パソコンだとか大事な接遇などの研修もその間行って、終了後は民間企業などに後押しをしていきたいと。その予算が1億8,000万計上したと載っております。道も新卒の200人を臨時職員として4月1日から6ヶ月間採用すると。本庁だとか各支庁、今後は、総合振興局等々ですけれども。また、保健所などに事務作業の補助として行おうとしております。公共職業安定所は若手向けの就職相談を専門とする

就職ジョブサポーター49人を配置をして、働き口対応に奔走しているという。3月6日にはさらに北海道新聞にも出ておりました。就職面接会に、これはもう最後の機会だということで、札幌のホテルで開催をしたんですけども、何と250人が詰め掛けたと。それに対して道内の企業は、43社であったということなんです。美唄の市内の高校卒業者の就職内定は、先ほどふれましたけれども、半数に達していないという、こういう状況、しかし、3市1町、いわゆる美唄、岩見沢、三笠、月形町で協議会を構成をし、就職につながる取り組みをしてると、そういう動きもあるわけですから、より以上働きかけて、1つこの件については、大いに期待をいたしていると、こういう状況です。

教育問題です、5点目の。教育長、中学校で2010年度から導入されます武道等について、確か、既にもう50%は導入されているということと、その実施種目と本市の状況、それから市として導入に向けた具体的な考え方、回答の中にちょっと触れられている一面もありますけれども、教師への負担等について答えられる範囲の中で再質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと同時に、校長、教頭、降格扱い、これ要領ですね。私は管理職については相当厳しいものであるなというふうに判断をしているんです。今ちょっと心配をしているのは、教頭職から一般教員に戻る降格願ひが後を絶たないという、こういう現象があるらしいですね。空知とか美唄、これはもうそういう状況ないと言えればそれまでなんですけど、ちょっとわかりません。理由としては、教頭になっても勤務時間が長いと

か、精神的苦痛も大変だとか、さらにまた校長になるには、年齢的ではこのままでは無理だと。そういう面で敬遠されてるということ。統合によって校長の数も大幅に減ってきておりますね。教頭の次は校長だという今までの従来のパターン、当然のスタイルが崩れてきているという現況があります。私なりの意見としては、このたびの降格基準というのは、従来いろいろやってきたんですから、それで十分であったと。あまり厳しくすべきでないもんだなというふうに思っております。教頭のなり手が無いという現状を見ても、なおそう感じるわけです。

中堅教師の郡部派遣についてですけれども、新聞報道では、中堅年齢に達した優秀な教員を若い教師の多い郡部への派遣というふうに巡回指導を行うと載っておりましたけれども、どうも答弁を聞いていますと、若干内容が違うのではないかとこのふうにも思われます。教師がそのまま巡回指導員としてその市町村で担当するという形になるんです。なのかどうか、そのように解釈していいのかどうか、その点も含めまして、その1年という機関が正しいのかどうか、その点も含めまして、ひとつお答えをいただきたい、このように思うわけです。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 森川議員の質問にお答えします。

リハビリセンターについてであります。道においては、見直し方針素案を内部でまとめ、外部の協議会での検討協議を経て、見直し方針案を本年2月に取りまとめ、先般、市に説明があったものであります。その際、利

用者及びその家族、市内の関係団体への対応を確認したところ、道において見直し方針案の説明を行い、理解を得るよう努めるとのことでありましたので、関係者には丁寧に説明し、また、意見や要望も伺うよう要請したところでもあります。

また、先ほどお答えした通り2月24日にリハビリセンターの機能の維持向上を初め、地元で勤務してる職員の処遇の確保や、移譲先法人においては、地元における人材の確保や物品の購入など6項目を要望したところでもあります。市としては、今後とも道の取り組みを踏まえ、適宜・適切に要望を行うなど、民間法人移譲後のリハビリセンターの機能の維持向上に向けて積極的に対応してまいりたいと考えています。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 森川議員の質問にお答えします。

初めに、中学校における武道についてであります。武道の種目につきましては、全道の状況について把握しておりませんが、管内においては柔道、剣道の2種目となっております。本市の各中学校では、これまでダンスを選択して指導してきましたが、武道についても、各中学校の状況を踏まえながら、種目や実施年度などについて検討するなど、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。武道につきましては、基本的には体育科担当教員が指導に当たることとなりますが、今後とも北海道教育委員会が開催する研修事業を活用するなど、学校現場の状況を十分に踏まえながら、さまざまな面から検討し、その円

滑な実施に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、巡回指導教員活用事業についてありますが、巡回指導教員の配置を希望する市町村教育委員会は、その市町村内の教員を候補者として北海道教育委員会に推薦し、申請することとなっており、決定された後は、現任校に配置した上で、当該市町村内の学校を巡回指導するものであり、期限は1年間となっております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 2番、森川明議員。

●2番森川明議員 市長の答弁ですね、リハビリセンターの民間移譲ですけれども、これ答弁を聞いて見た限りでは、市長は民間移譲ありきという立場に立っているんでないかというような、ありありとした答え方なんです。その中では、道の案に対して、リハビリセンターの方で理解を得るように道側は努力してる云々ありましたけれども、私の聞きたいのは反対であると、移譲は反対であるから何とか考え直してくれないかという、そういう行動を起こしていただけないかという質問なんです。

センターの職員にもいろいろ聞いた経過がございます。例えば、1例言いますと、民間は赤字を背負って事業ができないのではないかということ言ってるんです。3億というのひとり歩きしてますけどもね、それは別としても、そういう中で、民間におけるサービスというのは、もはやもう大幅に低下が見えてると。1つの事例を示せますかというの聞いてるんです。

市長例えば、今ね、あそこで入所者の入浴、風呂入る、それが現在週3回実施をしたと。

しかし、これは民間になると必ずもう週2回にまずなるだろうと。また、理学療法士ありますよね、これが4名いると、この4名が現在、週3回対応してきたのが、これが1名に減らされて、恐らく週1回になるだろうと。あとは何かあったら、看護師にその仕事をやってもらうという立場になってくるんでないかと。そういうのも予測されるということをご公然と言っているんですよ。

道は初めての言葉聞きましたね。民間開放計画という、こういうのあるんですか。これによって職員も、しゃあないという環境を作るために懸命に奔走してると。そして、いろいろ意見も言う、開き直りの答弁しか返ってこない。それが道の姿勢だということなんです。開き直りの態度示してるといいますよ。

民間に移譲された場合は、身分的な問題とか、さっき言った施設の取得費とか職員の費用、経費の削減、これはもうそこに行きますからね、当然ね。賃金の問題もそうでしょう。イコール劣悪なる労働条件のもとで転嫁をされると。これは目に見えてると。施設も老朽化してる、26年たってる。これも問題点が山積しているんですよ、今の状況の中で。大変の一言なんです。ですから、将来、私もあえて質問の冒頭申しました将来経営不振によってやがてはそこを撤退すると、こういう立場になるんでないかと予測されますが、その要請行動を市長取るのかどうか、毅然たる態度でその辺をきちっと示してほしい。その点をひとつお答えいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 森川議員の質問にお答え

します。

道立リハビリセンターの民間移譲についてありますが、本市としましては、民間に移譲することになっても、センターのサービス機能が維持向上し、地域に密着した運営が図られるよう今後も道に対して要請するなど、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 森川議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

2番、森川明議員。

●2番森川明議員 市長の答弁というのは、同じ事の繰り返しですね。何も進展がないということですよ。なんか質問者の立場から見るとイライラしてきますね。

そこで、今一度申し上げますよ。サービス維持向上のためには、要請を出して努力していきたいということですが、あくまでも今の市として反対であるという態度をとれないのかどうかということですよ、これ。これ、何か聞くと道と既に約束があるのでないかという、うがった見方にもなりますよ。道の施設が1つなくなる。大変なことなんですよ、これはね。冒頭申したとおり。そこのところお願いしてほしいと。市民に聞くと、今もう美唄市はガタガタと問題点が起きてるんじゃないですか。林業試験場の地方独立行政法人化だとか、これ道ですね。高校の統合も道ですよ、これ。職安の撤退、コンピュータ・カレッジの問題、1億0,800万かかった例の市営駐車場と道営美の里団地の関係、こ

れは道です。今回のリハビリセンターの民間移譲、そういう問題点がもう次から次へと出てくると。本当、お祓いしてほしいぐらいのね、市民としてそういう気持ちでいますよ。市民はまたなくなるの、不満がうっせきしてるといことですよ。そういう状況を組み入れて、市長、何も遠慮することないですよ。これは困ると、市民の切実なる声を聞いたら大変なことであるということ、市長そういう行動を起こしていただけないのか、確約できないのかどうか。先ほどこれでもう終わりのようなことですが、その点再度またお聞きをいたしたいと思えますよ、1つも進んでないじゃないですか。どうですか。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 道立リハビリセンターの問題でございますけども、本市としましては、民間に移譲することになっても、さまざまな機能等、それから先程の人材の問題、職員の待遇いろんなものがあります。これらが、ある程度理解ができなければ、これは民間移譲ということが決定できないわけでございますので、このあたりは道と十分今後とも調整をしながら、この件の確認、それから、この辺りのことが今後行われるようにしていただかないと、私どもは基本的に賛成できないという部分を打ち出してまいりたいと、このように考えてございます。

●議長内馬場克康君 午後1時10分まで休憩いたします。

---

正午12時17分 休憩

午後 1時10分 開議

---

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 平成22年第1回定例会に当たり、大綱4点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。

鳩山内閣がスタートして6カ月になります。自公政権に終止符を打った国民の間には、政治を変えてほしいという期待と共に沖縄の米軍基地問題での迷走、後期高齢者医療制度の廃止や労働者派遣法の抜本改善などでの先送りや後退、さらには一連の政治と金の問題での国民の信頼を裏切る行為に国民の不満や不信が広がっています。発足当時72%だった鳩山内閣の支持率は昨日の時点で36.3%と半減しています。自公政権を退陣させた国民は政治を変える事を強く望んでいます。どんなに鳩山政権に不満を募らせても自公政権に戻そうとは考えていません。鳩山内閣に国民の不満や不信にこたえていくことを求めると共に、国民が切に願っている政治、国民の信頼にこたえる政治を強く望むものであります。

大綱質問の1点目は、子ども手当と、それに伴う税額控除についてであります。

鳩山政権は昨年8月の総選挙で、子育て支援の目玉として子ども手当の支給を大宣伝しました。長年に続く不況やリストラ、派遣切りなどで格差社会が一層広がり、子どもを取り巻く環境が極めて厳しい状況の中で、子ども手当では不十分さはあっても厳しい子育ての環境に一定の改善が見られるものとして受けとめられていました。しかし、いざ民主党

が政権についてみると、その財源を年少扶養控除、所得税38万円、住民税33万円の廃止や、配偶者控除、扶養控除を廃止するというものでした。これでは子どものいない家庭では大幅な増税になることから、国民の厳しい批判の中で配偶者控除、扶養控除の廃止は見送られましたが、年少扶養控除の廃止は確定される見通しとなりました。この鳩山内閣が打ち出している子育て支援策は、小泉内閣時代の政府税制調査会でも検討されていました。子育て支援の財源は、配偶者控除や扶養控除の廃止、給与所得控除最低65万円を大幅に引き下げるなどであります。鳩山内閣の子育て支援策は、小泉内閣当時の税制調査会の内容と大きな違いはありません。国民が鳩山内閣に求めているのは、実行ある子育て支援策ではないでしょうか。

お聞きしたいことの1点目は、本市の影響についてであります。子ども1人1万3,000円が支給されますが、一方では子ども手当分の所得と年少扶養控除が廃止されることにより、税額が増えることとなります。個々の家庭の個人住民税はどのようになる見通しなのかお聞きいたします。

2点目は、本市の負担割合についてであります。予算書には一般会計から3,185万2,000円が計上されていますが、子ども手当支給に当たって、国、道、市の負担割合はどのようになっているのかお聞きいたします。

3点目は、児童扶養手当及び児童扶養加算についてであります。現在、母子家庭に対して児童扶養手当と、生活保護世帯に対して児童養育加算が支給されていますが、これらが子ども手当が支給されたらどのようになるの

かお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、介護保険についてであります。

1点目は、介護型療養病床についてであります。市内における介護療養病床について、その施設数と定員、入院状況がどのようになっているのかお聞きいたします。

2点目は、応益負担についてであります。現在、本市には介護保険の被保険者が約8,600人、要支援・要介護1から5までの人が約1,500人おられると思いますが、その利用料の負担が重く、認定された要介護のサービスを受けたくても受けられないという声が多く聞かれます。介護は介護される人にとっても、また、介護する家族にとっても大変な負担になります。介護サービスを受けた場合、費用の1割を負担しなければなりません。それを応益負担ではなく、応能負担にすることによって、低所得者が必要とするサービスを受けやすいようにする必要があります。応益負担から応能負担に制度を改正するよう国に働きかけることが大切だと思いますが、市長の御見解をお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、国民健康保険についてであります。政府は昨年、日本の相対的貧困率を初めて発表し、1997年以降最悪になったことを明らかにしました。その原因は雇用破壊による非正規労働者の低賃金などの分配問題に加え、所得の再配分においても税と社会制度がその役割を果たしていないことが大きな原因です。本来、税や社会保障には貧困の格差をなくし、貧困率を減らす役割があるにもかかわらず、日本ではそれらが発揮されていないのが現状です。自公政権のもと

での社会保障費の切り下げがこうした事態を生み出しているわけです。鳩山首相は国会での答弁で「税と社会保障がむしろ貧困率を高くしている事実は認めなければならない。」と答えています。

国民の重たい社会保障費の典型が、国民健康保険税です。2008年度の国保料の収納率は全国平均で88.3%と、国民皆保険制度となった1961年以降最低となりました。年間所得が300万円の4人家族で40万円もの保険料になります。庶民にとって大変な負担になっています。鳩山首相は、「所得300万円の方が、その1割以上の国保料を払わなければならないのは、率直に申し上げて相当高い。」と国会で答弁しています。私は、これまでも機会あるごとに、「市長としても国に対し国保税の大幅な軽減を強く求めるべきだ。」と意見を申し上げてきましたので、この場では申しませんが、市民生活の中での国保税の重圧は極めて大きいものがあります。

具体的にお聞きしますが、1点目は、短期保険証の交付についてであります。本市においては、短期保険証の交付の状況がどのようになっているのかお聞きいたします。

2点目は、資格証明書の交付についてであります。本市の資格証明書の発行率は他の市町村に比較して極めて高いものとなっております。その発行状況がどのようになっているのかお聞きいたします。

また、厚生労働省は、2月2日付けの通知で、資格証明書の交付世帯の高校生には有効期間6カ月の短期保険証を交付すること。さらにまた、資格証明書交付世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じたが、医療費

の支払いが困難な事情に準ずる状況にある場合、短期保険証を交付することなどの通知がされていると思いますが、本市ではどのように対処されているのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、教育行政について教育長にお尋ねいたします。

その1点目は、発達障がい児の指導教室についてであります。政府は1993年から言語障がいや自閉症、学習障がいなどの児童生徒向けに通級指導教室が導入されましたが、本市においては、通級指導教室に通う児童生徒の状況がどのようになっているのか。また、他の学校区から通級する児童への交通費の支給がどのようになっているのかお聞きいたします。

2点目は、小学校での外国語教育についてであります。新しい学習指導要領では、小学校で新たな教科として外国語活動が導入されました。平成23年度からの完全実施に向けて、21年度、22年度は移行期、準備期間ということですが、その内容と年間の授業時間がどのようになるのかお聞きいたします。

3点目は、高等学校統合への進捗状況についてであります。美唄高等学校と美唄工業高等学校が統合し、平成23年から新しい高等学校として発足するわけですが、その統合に向けた学校側の準備状況や、保護者への周知の取り組みがどのようになっているのか。また、平成23年度において、美唄工業高校、美唄高校の姿を含め、今後のスケジュールがどのようになっているのかお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質

問にお答えします。

初めに、子ども手当と税額控除についてありますが、子ども手当は、国の政策として次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童を対象に1人につき月額1万3,000円が支給されることとなっております。

また、平成22年度税制改正では、個人住民税において、ゼロ歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除33万円の廃止及び16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養控除の上乗せ分12万円を廃止とする予定となっております。これらの改正は平成24年度分以後の個人住民税に適用されるため、平成22年度及び平成23年度の個人住民税における扶養控除は従前どおりであり、この間は、個人住民税に影響は生じないところであります。

次に、児童扶養手当と児童扶養加算についてありますが、児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として支給してるところであり、平成22年8月からは、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、子と生計を同じくする父子家庭にも拡大され、支給対象となったところでもあります。

次に、生活保護世帯における児童養育加算についてですが、現行の児童手当の取り扱いと同じく、子ども手当を収入認定した上で、児童養育加算を拡充し、基準額を子ども手当と同額の1万3,000円まで引き上げ、支給を受ける方に子ども手当の効果が及ぶよう改定されることとなっております。

次に、介護保険について、サービス利用料

の応益負担についてであります。利用者負担はサービスを利用する人と利用しない人との負担の公平を図る観点から、居宅サービス、施設サービスと共に、定率1割の利用者負担が設けられているところです。低所得者に対しては、現在の制度の中でも、利用者負担が軽減されておりますが、軽減策が十分ではないことから、市としましては、北海道市長会を通じて財政措置も含めて負担軽減策のより一層の拡充について要望してきているところであり、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険について、資格証明書の交付についてであります。平成21年10月における資格証の交付状況につきましては、136世帯189人となっております。国においては、本年7月から資格証の対象とならない子どもの範囲が15歳の年度末から18歳の年度末まで拡大される予定であります。本市におきましては、21年4月から既に拡大して実施しており、平成21年10月においては、12人の子どもに資格証ではなく、短期証を交付しております。また、資格証の世帯主から医療機関に対する医療費の一部負担が困難であるなどの申し出があった場合には、特別の事情に準じる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として短期証を交付できるものとして取り扱っております。

なお、子ども手当給付費の負担割合について、介護療養病床については、保健福祉部長から、短期保険証の交付については、市民部長からそれぞれ答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 保健福祉部長。

●保健福祉部長中川直紀君 子ども手当の本市の負担割合についてと介護型療養病床については、私から答弁させていただきます。

子ども手当給付費負担割合についてであります。平成22年度の子ども手当の支給に当たっては、現行の児童手当の枠組みを維持し、新制度を上乗せする形で実施するため、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方事業主が引き続き負担することとなります。国から示されている負担割合は、支給対象児童の要件ごとに割合が異なり、ゼロ歳から3歳未満の児童を養育している厚生年金等加入者の場合は、国が13分の11、道と市は、それぞれ13分の1であり、国民年金加入者の場合は、国が39分の19、道と市が39分の10、3歳以上から小学校終了前の第一種及び第二種については、国が39分の29、道と市が39分の5、第3子以降については、国が39分の19、道と市が39分の10となり、中学生については、国が10分の10の全額負担となっております。

次に、介護療養病床についてであります。急性期の治療が終わり、慢性的な症状のための療養が必要な方を対象とする介護療養型医療施設は市内に2施設あり、花田病院が定員60人、しろした病院が定員59人で、現在、両施設とも満床となっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 市民部長。

●市民部長岩本良一君 短期保険証の交付につきまして、私から答弁させていただきます。

短期保険証の交付についてであります。

平成21年10月における本市の短期証の交付状況につきましては、334世帯609人となっております。短期証の期間は通常3ヶ月であります。18歳の年度末までの子につきましては、期間を6ヶ月としており、対象者は122人となっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、通級指導教室についてでございますが、中央小学校に併設している通級指導教室では、小学校の普通学級に在籍する軽度の言葉の障がいを持つ児童に対して、週1回2時間程度の指導を行っております。現在、通級指導教室には、13人の児童が在籍しており、そのうち他校から通級している児童は8人で、これらの児童に対する交通費の支給は行っていません。

次に、小学校外国語活動についてでございますが、新しい学習指導要領では、小学校における新たな教科として、第5学年及び第6学年に外国語活動が導入されたところであり、その目標は、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこととなっております。本市の年間の授業時数につきましては、移行期においては、平成21年度が10時間、平成22年度が20時間とし、完全実施となる平成23年度以降においては、35時間としております。

また、活動内容につきましては、主に英語

で挨拶や自己紹介、クイズを行うなど、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ると共に、外国人との体験的交流を行うなど、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めることを指導することとなっております。

次に、高等学校統合への進捗状況についてでございますが、新しい高校づくりに向けた取り組みにつきましては、本年2月に開催した美唄市高校問題等対策協議会における北海道教育委員会からの説明によりますと、5月に教育課程の決定、7月から地域中学生及び保護者を対象とした学校説明会の開催、8月に制服の決定、10月に校名決定、12月に校章・校旗の決定となっております。

また、平成23年4月時点の在校生の扱いにつきましては、美唄高等学校の2年生、3年生については、新設校の生徒となりますが、入学時の学科を卒業することとなります。また、美唄工業高等学校については、平成25年3月に閉校することから、2年生、3年生については、現在の校舎にとどまり、卒業することとなります。

いずれにいたしましても、北海道教育委員会をはじめ関係機関などとの連携を図り、新しい高校づくりが円滑に進められるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 この場から何点かについて再質問させていただきたいと思っております。

1点目は、子ども手当についてでございます。国会での論戦の中で、平成21年度からの全額支給が不確定のまま所得税や住民税の

年少扶養控除廃止などは、これは全額支給のための増税を先取りしてるということが、国会の論戦の中で明らかにされたわけです。また、サラリーマンの片働きの夫婦と3歳未満の子ども1人の3人世帯の場合、子ども手当が半額で支給されただけでは、控除廃止によって大半の世帯が増税になることも明らかになりました。財務省の古谷一之主税局長は、現状のままではこういう計算になると、このように増税を認めたわけであります。

また、政府の税制改正大綱に見直しが含まれている配偶者控除の廃止が実施された場合、子どものいない家庭では増税になり、子ども手当を全額支給された場合でも、年間2万2,000円の増税になる家庭が出てくることもあります。古谷局長は、収入が上がると、適用税率が上がっていくので、そういう計算になると。これもまた増税を認めているわけであります。

こうした国会論戦の中で子ども手当をめぐるさまざまな矛盾が明らかになる中で、国民の中からあの選挙のときの大宣伝はなんだったのかと、そういう意見、また、これでは大山鳴動してネズミ一匹だ、こうした声も聞かれるわけであります。子ども手当が家計を助け、子どもをめぐる厳しい環境改善に本当に役立てるためには、次のことを国に対して強く要望する必要があると思います。

その1つは、子ども手当の全額支給を早急に決定すること。

2つ目は、年少扶養控除を廃止しないこと。

3つ目は、税制大綱の中で見直しが検討されている配偶者控除は廃止しないことであります。市長の御見解をお尋ねいたします。

2つ目は、介護型療養病床についてであります。2005年の暮れに小泉内閣が突然言い出したのが、介護型療養病床の全廃の方針です。患者を医療区分1、2、3の3段階に分けて、区分1は医療の必要性が低い社会的入院だとしました。介護療養病床には区分1の患者が多いから廃止するというものであります。しかし、医療区分1の患者が社会的入院だというのは、患者の実態を見ていないことからの判断であります。喀痰吸引8回未満の患者は、区分1とされていますが、8回未満であっても、1日に何度も痰を吸引する必要がある人は、虚弱で体調を崩しやすいわけですから。厚生省自身のデータでも、医療区分の1で重介護の患者は、区分2、3で介護の必要性が低い患者より医療処置の時間が長かかります。医療区分1が社会的入院だと決めつけて介護療養病床を全廃するというのは、余りにも現実を見ない政策です。もし、介護療養病床がなくなれば、大量の介護難民が発生することは必至です。

1月27日の参議院予算委員会で長妻厚生労働大臣が基本的に廃止というような方向は変わりありませんと答弁しています。介護保険制度が発足して10年になりますが、この間、介護疲れによる自殺・心中が400件を超えています。こうした悲劇をこれ以上増やさないためにも、介護療養病床を廃止しないように国に対し強く要望すべきだと思います。市長のお考えをお聞きいたします。

3つ目は、資格証明書の交付についてであります。資格証明書を交付されている世帯が申し出れば、短期保険証が交付されるという事を知らずに医療費を全額支払う事を恐

れ、病気になっても病院に行かないということになれば、命にかかわる問題です。短期保険証の扱いについて、資格証明書交付の世帯にどのように周知されているのかお聞きいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。

1つ目は、通級指導教室に通う交通費についてであります。私の手元にある資料によりますと、交通費への国の補助制度で国の就学援助費で助成している市町村は、道内で21市町村、独自予算で助成している市町村が22市町村、保護者負担の市町村は44市町村となっていて、本市は、保護者の負担になっています。昨年の12月15日頃、道の教育委員会から市町村の教育委員会に対して、補助制度の利用を徹底するよう通知があったと思いますが、本市ではどのように検討されているのか。本市においても補助制度を利用すべきだと思いますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

2つ目は、小学校での外国語活動についてであります。御答弁によりますと、平成21年度と22年度は移行期として、21年度は年間の授業時間が10時間、22年度は20時間で、完全実施の23年度からは年間35時間の授業時間となるとのこと。これは、ゆとりある学習という点から見れば、生徒にも大きな負担がかかり、問題の多いものですが、それを担当する教員には不慣れな授業で大きな負担がかかります。教員に対する研修などはどのようにしているのかお聞きいたします。

また、来年度は授業時間が大幅に増えるわけですが、外国語指導助手の増員が必要と思

われます。私はテレビでときどき、字幕スーパー入りの外国のドラマを見て思うわけですが、日本人の発音と、外国人の発音にかなりの違いがあると思うわけです。今、美唄には外国語指導助手が1人の方がおられるわけですが、そうした外国語指導助手の人たちが母国語で正確な発音をする、そのことを子どもたちに聞いてもらう、そうした活動も非常に重要だと思います。この外国語指導助手についての増員についてはどのようにお考えになっているのかお聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、子ども手当に関する国への要望についてであります。平成23年度以降の子ども手当の支給については、国において平成23年度予算編成過程で改めて検討し、その結果に基づき支給のための法律案を平成23年通常国会に提出予定と承知しております。また、全国市長会では、子ども手当の支給に関連し、財源の確実な確保方策について明確に示すよう要請しており、市としましては、そうした動向を見きわめながら、全道市長会等と連携し、国に対し必要な対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、介護療養病床についてであります。これまで市としましては、北海道市長会を通じて、介護療養病床削減計画の見直しの要望を行ってきているところであります。現在、厚生労働省では廃止方針の凍結も視野に入れて、療養病床がある医療機関に対する実態調査を実施しており、調査結果をもとに、夏以降に見直し案が出される予定であることから、国

の動向を見ながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、短期証の取り扱いの周知についてありますが、医療機関に対する医療費の一部負担が困難であるなどの申し出により、資格証を解除し短期証を発行する取り扱いにつきましては、資格証対象者に文書をもって通知することとしており、現在、事務を取り進めているところでございます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、通級指導教室についてありますが、空知管内では北海道教育委員会の昨年12月の調査によりますと、通級させている自治体数は18市町で、そのうち、交通費を支給している自治体は10市町となっております。現在本市においては、児童の通学距離が2キロ以上の場合に市民バスを無料で利用できることとなっておりますが、今後とも通級指導教室に通う児童への支援のあり方につきましては、他市町村の状況を踏まえ、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、小学校外国語活動についてありますが、各学校においては、外国語が活動を中心に行う教員が北海道教育委員会や北海道立研究所が行う研修会等を受講すると共に、この研修を受けた教員が講師となって、今年度と来年度の2年間で30時間の校内研修を行うこととしております。また、外国語指導助手につきましては、授業時数の増加等に伴い、新たに1名の臨時講師を配置し、2名体制で対応することとしております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員(登壇) 2010年第1回定例市議会に当たりまして、私は大綱3点につきまして、市長並びに教育長に質問いたします。

大綱の1点目は、国民健康保険行政についてであります。今ほど資格証、短期証に関わる質問がございました。1部重複する点がございますが、付け加えて質問をする内容もございますので、ご容赦をいただいて質問に入りたいと思います。

国民健康保険につきましては、昭和36年ですから、1961年に全市町村が自主的に制度をスタートをした訳でございまして、既に半世紀に近い歳月が流れているわけでございます。この間、さまざまな変せんがございまして、特に、高齢化によりまして、新たな老人保健制度の創設やら、それから、悪名高い後期高齢者医療制度、これらを創設をするなどから、国民健康保険を取り巻く環境というのは、非常に目まぐるしく、また、厳しい状況に至っているということを私は承知をしてる訳でございまして。ここでは、現在の国民健康保険制度が抱える問題点と、克服しなければならない課題がどこにあるのか。特に、既に、担税能力の限界と言われております国保税の負担、これらの状況を中心にしまして、美唄市として何ができるのか、保険者として何ができるのか、その辺を尋ねてみたいというふうに思います。具体的には9項目ございます。

まず1つは、美唄市民が医療保険制度に、

どういう制度に加入してるのか。制度別に加入状況を把握をしていけば、お示しいただきたい。

2つ目は、これは、国民健康保険法にも記載をされておりますし、美唄市の国民健康保険条例の中にも記載をされておりますが、国民健康保険をどのように運営をしていくのか。市長が諮問をします国保運営協議会がございしますが、これらの役割、そして、具体的な取り組み状況について、お示しいただきたいと思えます。

3点目は、国民健康保険税をどのように決めるのか。そして、保険者として、経営主体としての美唄市はどのような役割と権限を持っているのか。

4つ目は、国保に加入している方々の年齢構成と、併せて、職業別の構成状況、農業、自営業、この業種を中心にして、国保というのは制度が創設をされましたが、現在では、年金者、もしくは無職者、ここが半数以上を占めてるという状況に立ち至っているわけございまして、創設時点から大きく職業別の構成状況というのは変わっているというふうに理解をしております。現状の、この構成状況についてお答えをいただきたいと思えます。

5つは、負担状況でございます。具体的に、なかなかデータが、調べてもないわけございしますが、この美唄市の課税の状況というものを整理をしていただいて、平均的な家族構成、併せて、特徴的な職業、これらをベースにした所得がどのようになっているのか。そして、その所得、応能、応益があるわけございしますが、これらをベースにした税額がどのようになっているのか、特徴がわかるよう

にお示しをいただきたいわけございします。

6つ目、法定減免対象者でございますが、7割、5割、2割と国民健康保険法並びに政令で法定減免についての規定があるわけございしますが、これらの対象者、美唄市における対象者の平均所得、負担額がどのようになっているかお示してください。

7つ目は、収納率と資格証明、短期保険証の発行状況の推移でございます。収納率の推移、資格証、短期証の発行が収納率に影響が来てるのかどうなのか、この辺の検証の意味も含めてお示しいただきたいと思えます。

8つ目、受診率の推移でございます。受診率につきましては、全体の受診率については、毎年示されます決算報告書の中にデータが出されてる訳ですが、このうち、言わば、資格証を発行している、言わば、滞納されてる方でございますが、資格証の発行者の受診率はどのようになっているのか。一般的には、非常に低い受診率というふうに承知をしてる訳でございますが、美唄はどのように推移をしているのか。3年程度の状況について、整理ができれば、お答えをいただきたいと思えます。

国保制度の最後でございますが、国保財政の現状と抱えている課題について、お答えをいただきたいと思えます。私は、何度か委員会等で、国保財政の課題について質問をいたしております。既に、現在の財政調整機能の1つであります、国民健康保険の医療費等の不足がおきたときに支出をします基金の残高が、既に、この22年度の予算等を受けて、まさに、残高が少なくなる状況というのをお聞きをするわけございします。国保の財政につきましては、国が50、そして被保険者が

50、そういうスタートをいたしました、さらには財政力等の調整が歴史的にそういう調整がありまして、現在はその負担割合は変わっておりますけれども、基本は、国の助成を除いた額については、保険料で賄わなきゃならないという考え方の基本がございます。そういう国保の仕組みというものを考えましても、現在の状況を放置をできる、そういう財政状況ではないというふうに把握をしてる訳でございます。現状をどのように押さえて、そしてそれをどのように克服しようとしているのか、整理をしてお答えをいただきたいと思っております。

大綱の2点目は、財産管理についてであります。財産管理のうち、公有財産の維持管理について、まずお尋ねをしたいと思います。

公有財産の維持管理につきましては、地方自治法、さらには、財務規則でそのルールが示されているわけですが、美唄における維持管理の実態と、特に建物に関しまして、どのように維持管理をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

1つ目に、公有財産維持管理のルール、これは、地方自治法やら地方財政法、そして財務規則等、これらにあるルール、これらと美唄市の実態、整合性がとれているのか、この点についてお答えをいただきたい。

2つ目は、建物の管理の現状と補修計画についてであります。2年前のリーマンブラザーズショック以降、国が経済対策、きめ細かな対策を含めて、思いもかけない使い勝手のいいお金がおりてまいりました。おかげをもちまして、その国からの交付金を活用して、今日まで、平成20年、21年、さらには22

年の繰り越しというものを含めて、建物の維持補修というのが進んだわけでございます。聞き及んでおります内容では、この維持補修をする際に、果たして全体の建物の維持管理状況というものを全部を把握をした上で、計画が立てられ、さらには優先順位が立てられているのかどうなのか。この辺、大きな疑問符がつくというふうに、私自身把握をしてる訳でございますが、この建物の管理の現状と補修計画について、具体的にどのように整理をしておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

公有財産管理の2点目につきましては、債権管理のあり方についてでございます。大きく債権の定義に入ります収入金の滞納状況と、債権管理の実態についてお尋ねをいたします。

その1つは、地方自治法第240条第1項に言います債権、この債権の管理体制について。

その2つは、美唄市各会計の収入金の滞納総額と主な内訳、そして、これもここ数年で結構ですが、その推移がわかるようにお答えをいただきたいと思っております。1度、決算書等を見て、電卓をはじきました時に、9億を超える全会計での未収金、滞納が計算をされました。現状どのようになっているのか、これらについて具体的な数字を出していただいて、お示しをいただきたいと思っております。

3つ目、これは、一般会計に限定してでございますが、収入未済のうち、市税や使用料、手数料などを除く主なものの収入見通しでございます。具体的には、財産の売り払い収入、そして、開拓記念厚生会館の弁償金収入、さらには、ドッグラン、これは補助事業をした

わけでございますが、これらが、まだ未収というふうな決算状況と承知をしてございますが、これらに関しての未収金の状況と、今後の収入見通しについてお示しをいただきたいと思っております。

教育長に、大綱1点お伺いをしたいと思います。教育行政執行方針についてでございます。

毎年示されます教育行政執行方針、これには各部門ごとに網羅をしておりますが、言葉悪いかもしれませんが、総花的な表現になっております。この教育行政執行方針を読んで、一体何を訴えたいのか。教育長は平成22年度の2010年度の教育行政を執行するに当たりまして、最も重要で、最も優先すべき施策をどのようにとらえているのか、伺い知れないわけでありまして。この際、お考えをお示しいただきたいと思っております。

教育行政執行方針の2つ目でございますが、教育の実践につきましては、学校がその実践の舞台、特に学校教育につきましては舞台になっているわけでございますが、この美唄の教育の実践、これらを教育長なりに把握をされた上で、美唄の教育において誇れることは一体どういう事で、足らざる事、改めなければならないことは一体何があるのか。教育長は、御就任以来、1年4ヶ月になるんでしょうか、11からですから3月末で1年約4ヶ月と。この間ですね、長いか短いかは別にいたしまして、日々お仕事を通じて率直に感じた思い、この際、この場で吐露をしていただければありがたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

以上申し上げます、この場での質問を終

わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、国民健康保険行政について、制度と課題についてであります。医療保険制度の加入状況につきましては、本年1月末現在における本市の人口2万6,741人のうち、国民健康保険の加入者は8,128人、後期高齢者医療制度の該当者は4,644人となっております。また、生活保護受給者が約800人ございますので、残りの1万3,170人程度は、協会健保、共済組合などの被用者保険に加入しているものと考えられます。

次に、国保運営協議会の役割などについてであります。農業2名、自営業2名による被保険者代表と、学識経験者などの公益代表及び保健医代表の合計12名で組織されており、それぞれの立場で国保事業の運営に係る事項について審議をしていただくほか、国保税や保険給付の変更などについて、諮問に応じ答申をいただくことになっております。

次に、国保税については基本的に保険給付費や、保健事業などの支出から、国・道などの収入を差し引いた額を保険税で賄うこととされており、この金額を被保険者数で割り、税率等を決定することとなっております。保険者である市といたしましては、医療費の動向や所得状況の伸びなどを適切に見込み、保険税必要額を算定するなど健全な保険財政の運営に努めているところであります。

次に、本年1月末現在の国保加入者8,128人の年齢別人数と構成割合につきましては、ゼロ歳から19歳までが856人で10.

5%、20歳から39歳までが1,107人で13.6%、40歳から64歳までが3,171人で39.0%、65歳から74歳までが2,994人で36.9%となっております。

次に職業別の構成状況についてですが、国税の課税においては、世帯課税となっており、世帯における主な所得を持って区分すると、平成21年度当初、賦課時点の業態別世帯数と構成割合は、合計4,852世帯のうち給与所得が1,691世帯で34.9%、農業所得は385世帯で7.9%、営業所得が244世帯で5.0%、年金所得が156世帯で3.2%、その他が2,376世帯で49.0%となっております。

次に、国税の負担状況についてであります。平成20年中における住民税の業態別平均所得を基に40歳から64歳までの2人世帯のケースで試算すると、給与所得257万1,000円の場合は、国税額が37万3,000円程度、営業所得254万4,000円の場合は、国税額が37万円程度、農業所得428万9,000円の場合は、国税総額が58万5,000円程度、年金所得176万1,000円の場合は、国税額が27万4,000円程度となります。

次に、軽減対象者の平均所得と負担額につきましては分析しておりませんが、例えば2人世帯において世帯内の総所得が33万円以下の場合は、7割軽減に該当し、世帯内の総所得が57万5,000円の場合は、5割軽減に該当し、世帯内の総所得が103万円以下の場合は、2割軽減に該当します。平成21年度の当初賦課におきましては、軽減に該

当する世帯の合計が2,649世帯で、軽減金額の合計は1億0,814万円となっております。

次に、過去3年間の収納率について申し上げますと、現年課税分につきましては、平成18年度91.8%、平成19年度91.6%、平成20年度92.0%、滞納繰越分につきましては、平成18年度7.4%、平成19年度6.5%、平成20年度8.4%となっております。

また、短期証の発行件数につきましては、平成18年度411件、平成19年度389件、平成20年度393件。資格証の発行件数につきましては、平成18年度174件、平成19年度155件、平成20年度143件となっております。

次に、受診率についてであります。受診率は被保険者1人が1年間に1件受診した場合を100%として算定することになっておりますが、過去3年間の推移を申し上げますと、平成18年度の一般分の受診率が1,322%、資格証の受診率が16%、平成19年度の一般分の受診率が1,373%、資格証の受診率が14%、平成20年度の一般分の受診率が1,482%、資格証の受診率が17%となっております。

次に、国保財政の現状と課題についてであります。国民皆保険を支える国民健康保険制度は、身近な市町村を単位として運営されてきております。当初は、主に農林水産業や自営業の方が加入しておりましたが、半世紀を経過し、近年は年金収入者や無職の方などの加入が増加しており、また、医療の高度化や高齢化の影響などにより、医療費が増加を

続けており、国民健康保険の事業運営はますます厳しいものとなってきております。本市においても高齢化や医療費の増加などから、1年先には基金の活用も困難になると予想しており、健全な国民健康保険財政の運営を図っていくためには、適切な国保税収入の確保に向けて試算割の取り扱いも含め、税率改正の検討が必要と考えているところであります。

地域を取り巻く経済環境は厳しい状況にあります。国民健康保険の安定的な運営を図るため、本市の国民健康保険の現状を十分説明し、被保険者の税の負担増について御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、財産管理について、公有財産の維持管理のルールと美唄市の実態についてであります。美唄市財務規則第181条において、公有財産管理者は、その管理する公有財産の維持保全の現状を把握し、適切に管理しなければならないこととされており、この規定に基づき、本市におきましては、市有財産管理システムにおいて建築年次や、構造、耐用年数などをデータ化し、個々の建物の現状把握を行っているところでございます。

次に、建物の現状についてであります。行政財産につきましては278棟で耐用年数を超えているものは木造31棟、非木造27棟、教育財産につきましては119棟で、耐用年数を超えているものは、木造30棟、非木造5棟、普通財産につきましては74棟で、耐用年数を超えているものは木造32棟、非木造19棟となっているところであります。耐用年数を超えている建物の改修や、現に補修を要する建物につきましては、安全性や利

用の実態などを十分踏まえ、補修の必要性や時期について判断してまいりたいと考えております。

次に、債権管理のあり方についてであります。債権については地方自治法及び同施行令において、期限までに履行しないものがある時は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされており、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合や、履行期限を延長する場合を除き、担保の処分、競売、強制執行、訴訟手続による履行の請求などの措置をとらなければならないこととされております。本市におきましても、地方自治法や美唄市財務規則に基づき、督促や強制執行等の必要な措置をとることとしています。

次に、過去5年間の全会計の滞納総額は、1,000円単位で申し上げますと、平成16年度が10億1,669万円、平成17年度が10億5,006万3,000円、平成18年度が10億3,725万2,000円、平成19年度が10億6,109万7000円、平成20年度が9億4,380万1,000円となっており、平成16年度と比較すると、7,288万9,000円の減となっております。

次に、平成20年度決算における滞納額1,000万円以上のものは、市税が3億5,998万6,000円、市営住宅使用料が1,858万円、生活保護費返還金収入が2,497万4,000円、開拓記念厚生会館弁償金収入が2,788万4,000円、土地区画整理事業に係る清算金収入が1,024万9,000円、国民健康保険税が3億8,4

81万8,000円、下水道分担金が1,597万9,000円、下水道使用料が2,232万7,000円、市立病院における診療費が1,036万6,000円、水道料金が3,305万4,000円となっております。

次に、お尋ねのあった土地売り払い収入は、収入未済額429万9,000円のうち、348万1,000円が、昭和53年9月に工業団地用地を409万9,000円で法人に売却した後の土地代金の分割未納分であり、これまで法人に督促を行ってきたところでありますが、その法人の代表者である連帯保証人が故人となっており、法定相続人も相続放棄をしていることから、現在、法的手続きも含め検討しているところであります。残りの81万8,000円の滞納につきましては、分割返済により、本年1月に返済が完了しております。

平成18年8月に交付したドッグラン事業補助金100万円につきましては、平成18年11月に事業を休止し、再開する意思がないことから、平成19年2月、要件不履行を理由に補助金の返還決定を行い、これまで納入催告書の送付のほか、本社訪問により返還を求めてきているところでありますが、変換には至っておりません。また、これまで法務局や弁護士と対応方法などについて相談しており、返還について引き続き交渉してまいります。

開拓記念厚生会館弁償金につきましては、平成12年2月の最高裁判所の判決後、弁護士と相談し、会社の代表者に督促状を送付するとともに、毎年納付書を送付してきておりますが、現在まで納入されない状況にありま

す。なお、現在会社は休眠状態となっており、また、5月には民法上10年の時効期限を迎えることから、今後、弁護士とよく相談し、具体的な対応を検討してまいります。

いずれにいたしましても、市税などを含め、債権については負担の公平性などの観点から、法令に基づく適正な管理手続きを行うことが求められておりますので、引き続き収納対策を強化してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君(登壇) 紫藤議員のご質問にお答えします。

重要で優先すべき施策についてであります。少子高齢、人口減少時代、グローバル化などの大きな時代の波の中で、地方は厳しい状況に置かれていますが、いつの時代も未来を切り開く力は地域の持つ教育力であると思えます。それは地域に生きる人々が、これまで培ってきた知恵や経験を活かし、ともに学び、支え合いながら、地域の課題を解決するとともに、その生きる力をしっかりと次代を担う子どもたちに伝えていくことであると思えます。子どもにとっては、生まれ育った地域での生活体験が、自ら学び、ともに学び合うことの動機づけや、意欲の大きなきっかけとなるとともに、生涯を通じた豊かな記憶として、生きる力の糧となるものです。本来、地域にとって子育てや教育は子どもたちをどのように育てたいのか、子どもたちに何を伝えたいのかということであり、それはまさに地域の未来にかかわる重要な問題とも言えます。

今、地域に根ざし、暮らしに学ぶという視

点から地域の持つ教育力を再認識し、学校、家庭、地域が、それぞれの役割と責任を担い、力を合わせて子どもたちを育てていくことが求められています。私たちが生きる時代は、生活に豊かさをもたらした反面、人と自然のかかわりや、人と人のつながりを弱めてきました。このような時代にあって、自然と人が調和した、新たな取り組みが各地で広がりつつあり、子どもたち一人ひとりが、心豊かに生き生きとたくましく育つことを願って、地域の子どもは地域で育てようという動きも強まってきています。このような中で、地域に根差した食農教育では、最も身近な生活行為でありながら、人間の命の源である食と農をつなぐことによって、人々が共同して自然に働きかけ、食べ物をつくり、暮らしを立てるといふ、人間生活の根源を学ぶことができます。私たちの生活がいかに高度になろうとも、それが命の連鎖である自然の力と食農という人間の営みをもとにして築かれているという不変を知ることは、子どもたちの学習意欲をかきたてます。また、地域の人々によって歴史的に築かれてきた生活の知恵と文化を子どもたちに伝えていくことは、地域社会に大きな元気をもたらすことになるはずで

す。グリーン・ルネサンス推進事業は、自然と人の豊かな触れ合いを取り戻し、地域社会を人間の生活の場として再生することと、子どもたちに最高の学習の場を提供し、子どもたちの生きる力を育むこと、この2つを1つのものとしてとらえ、地域における信頼という確かなきずなによって、学校現場、教職員を支え、支援する取り組みであります。子どもたちが大人へなったとき、地域の生活文化や

豊かな自然環境を継承し、そこで育ったことを自らの誇りとして生きていくことができるよう、地域に根ざし、暮らしに学ぶ教育の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、教育実践を通じて感じたことについてであります。教育行政に携わるものにあっては、まず、教育現場の状況をしっかりと把握することが大切であることから、機会あるごとに学校訪問を初め、学校行事、公開授業への参加とともに、すべての小中学校の教員一人ひとりの授業参観を実施したほか、人事面接などを通して、教職員と話をする機会を設けることに努めたところでございます。

美唄の子どもたちは、各学校の特色と地域性を生かしながら、さまざま分野で非常に頑張っているという印象を改めて受けたところでもあり、子どもの元気な姿、活躍は、美唄の誇れる特徴であると考えております。この事は、子どもたち一人ひとりが、さまざまな社会的背景と課題を持ちつつも、各学校の教職員がしっかりと支え育んでいることによるものと考えております。特に、校長会においては、自らの学校運営はもちろんのこと、教育委員会と一体となって美唄らしい特色ある教育の実現や、教育上の課題解決など、市全体の教育の向上に向けて力を発揮していただいております。教育は、人間的な信頼関係の上に立って初めて成り立つものであり、それはあらゆる教育活動の基盤となるものです。信頼関係づくりは、学校現場における教職員の努力により、着実に進んでいると感じておりますが、今後ともより一層推進すべきものであると考えております。

学校現場においては教職員の多忙化が進ん

でおりますので、子どもに向き合う時間を確保するため、教育の情報化など、さまざまな面から改善に努めてまいりましたが、抜本的改善のためには、学校職員の担い手である教職員の定数等の充実改善が必要であると考えております。今後は、現行制度を踏まえ、義務教育として果たすべき学校の役割を、教師の専門性を高めることを通じて最大限に発揮する方向へと教育現場を支援し、方向づけることが地域に今求められております。

地域との連携を図りながら、教育現場の課題解決を改善に向けて、一つ一つの取り組みを積み重ねる努力が大切です。今後とも、地域における信頼という確かなきずなを支えられた学びの場づくりを願ってやまないところであります。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 13番紫藤政則議員。
- 13番紫藤政則議員 順番は前後しますが、教育長に、今日一番楽しみにしていた質問でございまして、率直なところ、お尋ねをしたいと思います。

今ほど、思いを伝えていただきました。少々長かったので、さて、何を言いたいのかなということを、今お聞きをして、私なりに整理をして、私の考えをお伝えをして、ぜひそのことが、今後の教育行政につながっていただければありがたいと、こんな趣旨で発言をさせていただきます。

先週の金曜日に美唄で、教育と平和をテーマにした集まりがございまして、その中で、講師の先生のお話が終わった後、質問を私はいました。その視点は、今、教育を取り巻く環境というのは大変でして、本当に、先

生方の毎日の日々の苦労というのを肌で感じているわけなんです、私が小さい頃のことを思い出しますと、先生というのは極めて身近にありまして、当然自宅も学校のそばにありまして、気軽に遊びに行けたと。今は、車で通われて、岩見沢から通って来られる先生が多いという状況で、是非、美唄にお住まいいただいて、地域の中に、暮らしという視点で物を考えたときに、市民の一員として子どもたちと接していただけないだろうか。そういう、そのために、じゃあどういう条件整備が必要なのかということ、是非、運動の中でも取り上げていただけないかということをお話をいたしました。言ってることはもっともだが、なかなかそういうことにはならないと、こんなことで、終わった後ですね。何人かの先生ともちょっとお話をしましたが、学校に行きたいという気持ちよりも、早く帰りたいという気持ち、子どもも果たして学校にいて、そして学校のそばで、家に帰らないで遊んでいたいという思いが本当にあるのかどうなのか、この辺少し疑問ですということがございました。

私が小さい頃、それから、私の子どもが小学校、中学校にお世話になった頃から見ますと、日にちはたっておりますけれども、私は、美唄の教育ということに限定せず、後になって学校を思うときに、まず浮かぶのは担任の先生でした。校長先生でもなきゃ、教育長でもなかったですね。ですから、いかに現場で日々子どもに接する第一線の先生の役割というのが、子ども達の人格の形成に大変大きな影響を及ぼすものかということ、私は実感で感じましたし、子どももそのことを家で話

をします。そういう姿になってくれば、目指すものは、教育長であっても、教育委員長さんであっても、学校長であっても、現場の先生であっても、父母であっても、もちろん子どもにとっても一緒だと思うんですよ。

よく、小さなことは捨てて、大きなことでくっ付こうよって言いますが、目指す方向さえ間違えないで行くことが、今一番欠けていて、難しいことだなという気がしてならないんです。明日からすぐ解決することじゃないですけども、そのことを常に掲げてです、掲げて、教育行政を執行してくという事が大事でないだろうかというふうに、常々思ってたものですから。

教育長が掲げられるこのグリーン・ルネサンスという問題についても、私は、美唄の基幹産業、農業ということを考えたときに、この学習を通じて農業やってみようと、そういう子どもができることを祈ってるわけなんです。この問題については、以前拙速を避けて、ぜひ現場の皆さんの合意形成をしていただいて、そして、持続可能な状況をつくっていただいで進めていただければということをお願いした。この考えは変わっておりませんが、

教育長よりも少し年上ということもございまして、教育行政はまったくの門外漢でございますけれども、今申し上げた点、お聞きをいただいて、何か思いがありましたらお答えをいただければ有り難い。

新副市長に坂東氏という新聞も出てることございまして、この3月で教育長去ると。恐らく断腸の思いだろう、1年何ヶ月で掲げた教育行政を全うできるわけではない。本来で

すと、おれは嫌だと、もう少し続けたいというのが、私は、その仕事について人の思いでなかろうかというふうに、嫌味たっぷりに申し上げれば、そういうことなんですけれども。新たな場所に入っても、その仕事は続けられるわけでございますから、そんな意味からしますとね、惜別の思いと、それから期待を込めて、今申し上げましたんで、御答弁いただければありがたいと思います。御答弁いただいたことに、それがいいとか悪いとかと言うつもりありませんので、思いの丈をお話ししていただきたいというふうに思います。

少し饒舌になりましたが、市長に重ねてお尋ねをしたいと思います。

国保の問題でございますけれども、先ほど御答弁ありましたように、国保に加入をしている美唄市民の皆さん、これは、後期高齢者の医療制度で3千数百人移行になりましたけれども、依然として30%を超える方が国保に入っておられると。構成割合からすれば、一番の保険制度ということになるかと思いません。文字どおり機関制度だと言っていいかと思いません。併せまして、私が申し上げるまでもなく、皆保険でございまして、国保に入るべき人が入らなければ、ペナルティーがありますし、申告等、意図的に誤れば過料まで科すという内容でございまして、非常に大きな縛りがあるということも事実でございます。このことを受けて、国保の運協のことでちょっとお尋ねをしたいんですが、今ほどのお話では、運協の構成ですね、被保険者代表ということで、これは構成員のうち4人を占めるということございまして、これは定数が定められているわけでございますが、農業者が

2名と自営業者が2名でございます。先ほどの御答弁にもありましたとおり、今や国民健康保険の被保険者の構成割合というのは、半数以上が年金者でありますし、それから、無収入者であります。今、その被保険者代表としておられる農業、自営業につきましては、構成割合が非常に少のうございます。美唄の場合、農業に関しては7.9%、自営業は5.0%ということございまして、バランスを著しく失するのではないだろうかというふうに、単純に感じるわけでございます。被保険者を代表するという立場からしまして、公益委員等がございますけれども、一生懸命やっていたることを否定するわけでは決してございせんが、タイミングを見られて、この運協の委員の性質について、1つ一考を講じていただきたい。被保険者を代表ということが文字どおり反映されるような委員構成であってほしいと、こう思うもんですから、その辺のお考えをお尋ねをする次第でございます。

それから、先程、業態別平均所得ということでお答えがございました。長谷川さんからの質問にもありましたように、所得の1割を超える税額と。このケースでいきますと、年金者176万1,000円の所得と、この場合に27万4,000円、なんと15.5%の負担率になっております。他の給与所得等を見ましても、いずれも14%を超える内容でございまして、負担の限界を超えていると、担税能力を超えている税額なんだと。これはもう、今のいただいた御答弁からも明らかでございます。これ以上何を取るんだと、怒りの声が聞こえてくる気がするわけございま

す。私は、このような状況下で、今後の国保財政考えますと、新たに負担を強いるような検討を直ちにやらなければ、そして速やかに結論を出さなければ、基金が枯渇をしてしまう。実質収支2,000万の黒で、平成20年終わりましたけれども、これが、実質収支が赤になり、連結決算に影響し、本体にも影響してくると、こういう状況が目に見える訳でございまして、こんな厳しい負担の状況をさらに現下の国保財政のことをシビアに見ますと、負担増を求めなきゃならない検討に入るという事でございます。そのためにも、現在の、先ほど申し上げました被用者として、その代表としてのこの国保の運営にかかわる、そういった皆さん方については、構成をバランスを失しないような内容で選任をしてということが極めて大事だろうと。今後の国保財政をどうするかという議論においても大事なことでないかと思しますので、お答えをいただければというふうに思います。

それから、受診率の関係でございます。お答えでは、一般1,482%、これはどういう意味か、これ被保険者1人が1年間に1件受診した割合と、こういう解説がございました。それを100とした場合、1診療科目だとすると、1年に1回病院にかかった場合、そういう場合を100とした時の受診率ということですよ。ですから、1,400何がしという数字は、1年間平均すると、14回程度病院にかかっていると。しかし、滞納者、資格証の取得者は、なんと17%、1,482%に対して、窓口で100%払わなければならない人は、病院にかかっている割合が17%だと。これを比較しますと、一般の被保険者の

87分の1ということになります。6年間、病院に行かない、行っても1回ぐらいだと。こんな受診の状況が明らかになったわけでございます。

先程、長谷川議員の質問にもありましたけれども、平成21年以降、子どもの病気に対する診療控えが学校現場に及びまして、病院に行けない子どもが出ていて、そして、養護の先生がその子どものために、本来やれない治療ですね、これをやらざるを得ない状況が出てると。昨年の夏にもこのことが大きく報じられました。これらを受けて、さらに今年に入って高校生に対する対応が、短期証交付しなさいということになったわけでございます。しかし、これも、申請行為が前提だというふうに承知をしております。

私は、この国保が社会保障制度の1つだと、憲法の25条にあります、健康で文化的な最低限度をおくるための制度だと、これ書いているわけですから、そういう制度だと思わすけれども。このお話のありました、140数件の資格証の交付を受けている方々の健康状態が心配でならないわけであります。

私はワンストップサービスということ、今までも申し上げたことがございました。このたび、国の参与を辞職をした湯浅誠さんの講演も2回ほど聞きましたが、行政の窓口が文字どおりワンストップで方向が出るようなサービスが、今一番求められているということがございました。滞納も、それに伴って資格証を交付する人も、資格証はたちの悪い滞納者ということになってるわけですね、これ、定義は。悪質な滞納者だからそうなる。しかし、本当にそうなんですね。これは

現場ご苦労あるかと思えますけれども、まず、命を守るという視点で、もう一度この資格証、短期証の交付者に対する健康状態、これらを把握をする、そういった体制を整えていただけないだろうかというふうに思うわけでございます。

本来、この法によります7割、5割、2割の減額につきましても、生活保護基準というのはベースにしています。それから、市の減免基準によります、文字どおり減免にしましても、生活保護基準以下の人の場合は免除すると、こういうふうになってる訳でございます。その基準をどこで見るかということ、それは福祉担当なわけございまして、生保を受けるための手続は生保の窓口に行かなきゃいけない訳でございます。

一方、資格証なり短期証の交付は、国保の市民課の窓口になっているわけございまして、これらの連携を取りながら、求める内容と、それから生活の状況がどうなってるのかということ把握をする。相談体制を、そういう意味での相談体制を確立をする。健康状態の把握を早急に行う。そのために人が不足してれば、それこそ臨時的な業務として人を張りつけてでもやるべきではないかと、ご答弁聞いてまして、つくづくそう思いました。是非、対応いただけないだろうか、このことについて御答弁をいただきたいと思えます。国保に関しましては、重ねての質問は以上でございます。

次に、財産管理に関して、私は、建物の管理状況に絞ったわけございましてけれども、財産の保全と、財産という認識を持てば、壊れたから修繕するという、これは修繕計画で

すが、財産の価値を失わないように保全をするということが、これはルール上求められているわけでございます。ですから、これを手をこまねいて、財産の価値を下げるような管理体制をしていますと、その担当する職員、さらには財産管理者が業務をしっかり行わなかったということとイコールなわけでございます。市民の財産をどう保全するかということと考えますと、これは至極当然のことを地方自治法も書いている訳でございます。地方財政法もそういうような視点でルールを決めているわけございまして、そんな視点でまずはものを見るところです。

一方、これらを保全をするために、さらには補修をするために予算要求しても、いつも削られると。ですから、一応形式的に予算要求をする。こういう事があってはならない事が起きていることも、また、現実の姿だというふうに思うわけございまして、今、この財産管理者がやるべき事は、まず、状況のチェックと、それから、今後どうしていくのかという計画書の策定と、その計画に1番、2番、3番と優先順位を付ける事なんです。これは、予算がなくてもやれることです。景気が、こういう状況が悪化をしておりますし、さらに、それらを受けて新しい地方財政対策も講じられておりまして、使い勝手のいい、そういった一括交付金的なものも拡大をしていくという流れになっていこうかと思えます。その際、出てきてから、よいこらしよと、さてどうしようかじゃまずいわけでありまして、是非、早急に現場を把握をして、そして、今申し上げました計画づくり、優先順位づくりを行うべきだと、こう思いますが、御答弁を

お願いをしたいと思います。

それから、未収金の問題でございます。今のご答弁お聞きをしますと、5年間の滞納状況が出されました。マックスが平成19年、10億6,000万円余りが、いわば全会計滞ってるお金ということでございます。この昨年度の決算では、9億4,000万ということで7,200万、ピーク時と比較すると減になってると。これは、不納欠損の処理がありますから、新たな要素がない限り落ちてかなきゃならん訳でございますが、新たな滞納も増えているという状況ございまして、これが多いか少ないかといいますと、私は率直に多いと思います。これらの、どのように解消していくのかというのは、これもルールに基づいて、滞納の、最終的には処分というふうになるのかもしれませんが、債権の保全をしなきゃならんわけでございます。

そこで、お尋ねをしますが、まず、開拓記念厚生会館の弁償金の問題でございます。これは、発端になりましたのが、1991年、私が市議員になった、その年の12月のことございまして、これらの事件が契機にして市と受託業者との間の司法の場での争いになりまして、その決着が平成12年、今年で10年を迎えて、この5月には晴れて滞納が無くなるというんでしょうか、そんな時効を迎えるということだそうでございます。過去2回ぐらい、この事で質問をいたしました、会社もないし、返すと言っても、返す原資もないようだし、しかし、督促状は出さなきゃならんということで、紙を送っておられるようでございます。ちょっと旅費かかるかもしれませんが、この5月段階で時効期限を

迎える前に、最後の力を振り絞って、市民の債権の保全のために動くべきでないかと、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、もう1つ、ドッグラン。これも、私これ、予算か決算かで指摘をしています。最初は、うちの会社関係ないということ言っていたけども、弁護士を立てるということ言っていたけども、いやいや、払うということになりましたと。ここまで承知をしておきまして、たまたま20年の決算書を見ますと、未収金で残っているわけでございます。ここに、お答えありましたように、これは司法の場での対応も含めて相談をしていくということですが、なんでこれ、こういうふうにもめてるんでしょうか。市が補助指令に基づいて必要だと思って出した補助金ですよ、100万円。新産業の育成ですよ。職員も雇うから雇用にもつながると、地域振興にもつながると、そして、有望な、言わば業種でありますワンコを遊ばせる場所の提供と、こういうことでありました。しかし、いろいろありまして、これは会社と関係ない人間が対応したとか、そういう議論もあったわけですが、当初、なかなか渋ってるという状況が今も続いているのか、どういう争点になっているのか。徴税コストと、それから入るお金の関係ありますから、何が何でも司法に訴えることがいいとは申し上げませんが、市民の皆さんに説明する際にこれは納得できる話ではないと、私はこう思うんですけども。この辺、状況どうなってるのか、そして、どのような見通しを持っておられるのか、具体的に御答弁いただきたいと思っております。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、国民健康保険の制度と課題についてであります。国民健康保険の安定的な運営を図るため、広く市民の意見を反映できるよう、国保運営協議会委員の選任方法につきましては、今後検討してまいりたいと、このように考えてございます。

税率等の改定に当たりましては、所得、階層別の負担状況や、資産割りによる影響など十分に精査し、応能割、応益割の配分や税率等について検討してまいりたいと考えております。

それから、受診控えの対応といたしましては、18歳の年度末までの子について資格証の対象外としておられるほか、資格証の世帯主が医療機関に対する医療費の一部払いが困難である旨の申し出があった場合は、短期証の交付ができるものとして取り扱うなど、受診の機会の確保に努めてるところでございますが、先程、20年度の一般の受診率が1,482%、資格証の受診率が17%ですね、非常な実態が、この数字でわかる状況でございます。これにつきましても、私ども、やはり、本当に命を守るというか、そのようなことから、この資格証交付の世帯につきましても、今後調査しながら、対応、検討してまいりたいと、このように考えてございます。

それから次に、建物の補修計画と優先順位であります。建物の計画的な維持保全は、歳出の平準化を図るなどの観点から、財政運営上の有効的な手段であるものと考えておりますが、他の事業との関係から、財政健全化を進める本市におきましては、現状、優先順

位を含めた計画作成というのは、なかなか難しいものがあると考えております。今後におきましては、事務事業の評価において安全性を重点に、利用の実態や老朽化の程度などを判断し、できるだけ計画的な補修が出来るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、開拓記念厚生会館弁償金に係る今後の対応についてであります。改めて資産等の調査、整理を行い、これに基づき、法的にどういった対応が可能か、弁護士とよく相談の上、幅広く検討を行い、その結果を踏まえ、市としての対応方針を明らかにしてまいりたいと考えております。

それから、ドッグランに係る補助金返還の債権回収に係るこれまでの対応と、今後の対応についての考え方でございますけども、債権回収の対応に向けまして、平成20年2月28日に職員が直接会社に伺い、代表者及び営業部長と面会し、補助金の制度や、このたびの件につきましては、補助金の返還が必要であることの説明を行い、会社から返還の意向について理解を得たところであります。こうした経過の中で返還金が納入されていないことから、市としては、催告書を送付し、併せて、随時電話で相手方と連絡をとっておりますが、代表者が不在のことが多いことから、昨年11月には会社に直接職員が訪問し、債権の回収に努めてきたところであります。しかしながら、現時点においても返還されておられませんので、今後におきましては、弁護士とも相談し、債権回収が図られるよう、催告書や電話、訪問により返還を求め、債権回収が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 紫藤議員の御質問にお答えします。

私、就任してから1年4ヶ月ということで、3月いっぱいで一応辞めることにいたしております。私は、地域に根ざし、暮らしに学ぶということで、やはり、これから子どもたち、非常に大変な時期を迎えてるし、我々が育った時代と、また違う意味で非常に大変だと思っております。そういう意味ではやはり、今まで以上に地域の子どもの生きる力といえますか、そういったものを、まさに美唄は、大人が生きてるわけですから、その力を少しでもやはり子どものためになるのであれば活かしていきたい。それも保護者とか先生だけじゃなくて、地域全体として、教育に関心を持って支えていくと、そういうことが逆に子どもにとってもすばらしい学習環境にもなりますし、すばらしい人間関係も形成できますし、逆に地域が学校に係わることによって、少子高齢化という中で、地域も逆に元気になると。子どもが活躍すると、それがまた地域の元気な、そういういい意味の相乗環境ですね、是非、地域システムとして作り出したい。そういう意味では、やはり、教育力というか、まさに我々自身が教育の責任者一人ひとりであって、もちろん教育専門家として教師の先生に子どもをゆだねる部分というのはあるわけですけども、基本はやはり我々住民であるということをしっかり持って、そういった中で、何が子どもたちにできるのか、また、先生をどう支えていくかってことは、地域に住む我々にとって1番大事な事かなと思ってお

ります。そういう意味では過去いろいろありましたが、人間として、やはり美唄に来ていただいて、知り合ったという中で、とにかく一緒にできる、そういう人間的な信頼関係をどう育てていくかということは、私にとっても非常に大きな問題意識でしたし、そういった意味で必要なことをやろうと思ってましたし、できたのかは別なんですけども、そういった意味では少しずつ、やはり美唄の教育、美唄の課題を解決するという意味で、先生方が、先ほど申し上げましたけども、校長会含めていい方向に流れが変わってきてるという、これは自画自賛じゃないですけども。確かに、美唄に行きたい、美唄に行けば学べる、それから、そういうことを思っただけのような美唄の教育にしたい、それが結果的に美唄に生まれて美唄に育った子どもにとって、すばらしい生きる力の1つになるかなと思っています。

いずれにしても教育は先生と子どもの中で、先生をいかに意欲的にやっていただくか、そのために必要な、当然、元気付け、勇気付け、やはり自信を持ってやっていただくと、そういう環境はやはり地域としてきちっととっていく。そして、基本的にはやはり地域がきちっと責任をとるといって、そういった中で、先生を支えていく、かつまた、地域が地域の協力も高めながら、学校を利用しつつ、また、地域が元気になるという、そういう関係を作っていきたいということで思っています。

3月以降につきましては、いろいろありますけど、いろんな意味で私も1年と4ヶ月たくさんの人に支えられてやってきたわけですから、当然、代わってもいろんな面で、でき

ることはやっていきたいと思っておりますし、そういった中で培った信頼関係というものを地域として大事にしていきたいですし、まさに地域の未来、教育、子どもということで、いろんな面からもこれからも関わっていききたいと思っております。そういう意味では本当にこれまで、いろんな面でお世話になりましたすべての人に感謝申し上げたいと思っておりますのでございます。

●市長桜井道夫君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 教育長の決意表明、お聞きをいたしました。長いお話が聞かなくなると、その場所からですね。今度はひとつ、ぜひコンパクトに御答弁いただけるように訓練をしていただければありがたいと、また嫌味を1つ申し上げまして、感想に変えたいと思います。

市長から御答弁ございましたが、2点ほど最後の質問をしたいと思いますが、建物の改修計画ですね。優先順位は無理だと、こういうお話でございました。私は最近、学校と施設をちょっと回らせていただいて、現場の管理者が一番困ってるのは、どこが先で、どこが後か、この先どうなるのか。学校なり、施設にしてみたら、いの一番にやってもらわなきゃ、学校そのものの耐用年数にかかわるといって危機感持っておられる。だけど、どうなるかわからんです。これね、優先順位というのは、私は、単にこの建物の補修計画だけじゃなくて、まちづくりの基本であります総合計画の基本計画、そして、今は実施計画と言わないで、発展計画とか展望計画とか、こういうふうに表示するのありますけれども、具体的にいつ何をしたいと思ってるのと、そのこ

とを前提に示さなきゃ、結果として、出来ない、出来る以前の問題として、これうまくいきませんよ。市長は、施設管理なされたことあるのかどうか分かりませんが。そうこうしてうちにどうでもよくなるんですよ、施設の管理者。天井に穴あけて、ポタポタ漏るから、そして1カ所に落ちてくるように細工するんですよ。下にバケツを置いて。中、上のはりの状況どうなってるか、恐ろしい限りです。外壁もぼろぼろ落ちるんです。その改修計画がまだないと。見てない。私は、これは何回目の予算委員会かなんかで、学校の、この修繕ですね、これらをどうやって決めたのって言ったら、時間がなかったから委員会で決めましたということです。現場の人の声だとか、そういうものをこれからは把握しながら、この修繕なり改修なりの計画を進めていきたいというご答弁もあったわけです。言わば、本当の意味での財産の保全をしようという、そういうことをしていただくためにも、優先順位できないわけじゃないんですよ、これ。それはしなきゃだめですよ。法律が言う財産の保全、管理、このためのルールに反する結果になるという、僕は恐れますけどね。財産の保全とか管理とか、こういうのは、日の当たらない仕事として見られてることが多い、特に施設に関して、何とか繕ってきなさいと。新規事業とか、目玉事業に目が向くと。しかし、これは人の財産、市民の財産、こういうふうに思ったら、少なくともそういう見方はしなくなると思う。これ再考いただけないですか、無理だって言いましたけど。

それとドッグランですね、これ、何がそのネックになってるんですか、払うって言った

のが払わなくなったの。それもわからないんでしょうか。そこだけ教えてください。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

各分野ごとの優先順位は付けられると思うんです。だから、福祉関係とか、道路は道路でやると。このことはできると思うんですけども、それを、トータルにどう付けるかというのは、これは非常に難しいのかなど。今まで、これは、いろんな意味で地方交付税等が非常に大幅に減った中で、やはり、維持修繕とういうのが、本当にそこに振り向ける財源がないような状態でした。ただ、きめ細かな、今回の交付金みたく1億5,000万ほどきたり、それから、先程言いましたように、一括交付金等が来るとなったら、これはやっぱり地域主権ということで、自らが掲げなきゃいけないので、この間の財源状況を見ながら、これはいずれにしても計画的な行政運営というのはどうしても必要ですから、このあたりは、これから配慮してまいりたいということで、計画的なものという部分で、この補修計画ですか、このあたりの検討も進めてまいりたいなと思っております。ただこれは、いろんな意味で財源等がどうなるかということもありますので、私としてはそういう方向で、計画的な行政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、2点目のドッグランの問題ですけども、私どもは理解をしていただいたと。これについて、理解していただいたんだから払ってもらえるだろうという部分でございませう。これについては、いろいろ、この問題を、

今後弁護士とも相談していかなければなりませんので、このあたりの部分の、なぜ払わないかという理由等につきましては、ここでは、私は明言を避けたいということで、これは、弁護士と調整の中でいろんな要素がありますので、ここでは。私どもは払ってもらうのは当然だと思っておりますから、なぜ払わないかという理由については、ここでは名言は避けさせていただきたいと、このように考えてございます。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

---

午後3時02分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに  
署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_